

議 事 日 程

令和5年第1回浜中町議会定例会

令和5年3月14日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第24号	令和5年度浜中町一般会計予算
日程第 3	議案第25号	令和5年度浜中町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第26号	令和5年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第27号	令和5年度浜中町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第28号	令和5年度浜中診療所特別会計予算
日程第 7	議案第29号	令和5年度浜中町水道事業会計予算
日程第 8	議案第30号	令和5年度浜中町下水道事業会計予算
日程第 9	報告第3号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について
日程第10		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

開 議 宣 告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第24号 令和5年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2、議案第24号を議題とします。
第8款消防費の質疑を続けます。

2 番田甫哲朗議員。

○2番（田甫哲朗君） 1点です。

203ページの救急救命対策に要する経費58万5000円のうちの消耗品費についてです。

説明では、AEDのバッテリー及び胸に貼るパッドのことかと思うのですが、AEDは各施設に設置されております。そのバッテリーの寿命というのでしょうか、使わなくても、多分、3年から5年で交換しなければならないものかと思うのですが、その耐用年数についてお示してください。

また、パッドというのは、一度つけたら、当然、捨てなければならず、別の新しいものに替えると思うのですが、消防が業務として持っているものではなく、町の施設に設置されているAEDの使用実績が分かればお示してください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議案203ページの救急救命対策に要する経費のうちの需用費の消耗品費の関係でございます。

議員がおっしゃるとおり、AEDのバッテリーの交換、あるいは、使い捨てパッドの交換となりますけれども、バッテリーにつきましては耐用年数が4年弱となります。AED本体は8年ほどの耐用年数があり、設置している途中でバッテリーを交換していくこととなります。また、使い捨てパッドにつきましても耐用年数があり、2年半となっております。ですから、設置途中でパッドを交換していくこととなります。

次に、AEDの実績についてです。

現在、公共施設 31 か所に AED を設置してございます。実際には使用しておりませんが、数年前にそういう事案が発生し、AED を持ち出して開いたというような実績があります。開きますと機械が作動するのですが、使おうとした実績はあるということです。しかし、実際にパッドを装着させ、AED を稼働させた実績はないということです。

○議長（波岡玄智君） 2 番田甫哲朗議員。

○2 番（田甫哲朗君） ほとんどは救急隊員が持っていくものを使うことが多いのかなとは思っています。

次に、31 か所に設置しているものの管理です。

当然、台帳等があって、どこにあるものは何年だということは控えておられるのだと思うのですが、例えば、バッテリーの耐用年数が来たので、バッテリーを交換しますという業務は防災担当課で行うことになるのでしょうか。あるいは、学校に設置されているものであれば学校に委ねる、公の集会施設に設置されているものであればその管理人にお願いするなど、職員が一々行かなくてもいいような体制も考えてみるべきではないのかなと思うのです。

というのは、耐用年数が来て作動しなくなったのかどうかは分からないのですが、茶内コミュニティセンターにあったものが作動しなかったのです。要は、電源が入らなかったというような事案があったものですから伺うのです。

職員で対応するというのであればそれでも構いませんけれども、考えを伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

現在設置されている AED に関しましてはリモート監視システムというものがございまして、インターネットの回線を介し、例えば、バッテリーの使用期限が来た、使い捨てパッドの使用期限が来た、あるいは、電源の状態がどうなっているのかなど、異常があれば役場の防災対策室に知らせるというシステムが構築されております。

ただ、各施設に置いてありますので、施設管理者の方に対しましても日常的に点検してもらい、電源の関係で不具合などがあれば知らせしていただくようなお話は機会があるごとに伝えていきます。システムだけでは全てに対応できていないところもございまして、システムを使いつつ、日常的な監視も並行して行っていきたいと考えてございます。

なお、バッテリーの交換等は AED を購入した業者が行うことになってございます。

○議長（波岡玄智君） 8 番三上浅雄議員。

○8 番（三上浅雄君） 205 ページの工事請負費の中に入っているのだらうと思いますけれども、事業費調べの霧多布高等学校屋外避難施設階段の整備工事についてです。

これが今年に行われると思うのですが、いつ頃に行われるのでしょうか。最初、外階段は無理だろーと言っていたのだけれども、外階段もやれるようになったということですね。

次に、その下の津波救命艇の配備についてです。

これはクリーンセンターのところに1艇配備するということですが、いつ頃に配備できるものなのか、その時期をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

まず、1点目の205ページの災害対策に要する経費のうちの工事請負費の防災避難施設整備工事についてです。

議員がおっしゃいますとおり、霧多布高等学校屋外避難階段等設置工事ということで6100万円予算計上させていただいておりますが、これにつきましては霧多布高校の校舎3階から屋上に上がる外づけ階段の設置と屋上避難場所に係る転落防止用の手すりの設置、屋上防水層のトップコートの塗り替え、その他非常用の照明等の設置となります。

なお、工事期間は150日程度でして、現在のところ、6月から11月頃を予定してございます。

次に、同じく205ページの備品購入の防災用購入備品についてです。

これにつきましては津波救命艇ライフシーダーというものを購入するということで、1782万円を予算計上させていただいております。

現在のところ、暮帰別東3丁目にございます霧多布クリーンセンターの敷地内に設置をしたいと考えております。発注から作製、そして、設置という流れでして、工期は約6か月程度を予定しており、年内には設置をしたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 8番三上浅雄議員。

○8番（三上浅雄君） 霧多布高校の3階部分からかけるということはグラウンド側のほうになるのでしょうか。前に、総務経済常任委員会で現地視察しましたが、3階の窓から出て屋上に上がる階段があったのですけれども、あそこのグラウンド側に設置することになると理解したいと思います。

また、6月からで、150日程度の工期を予定しているということでした。

救命艇については、発注から6か月ほどで入るということで、年内には設置するとのことでしたが、何名乗りなのか、それについてをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

1点目の霧多布高校の屋外の避難階段の関係でありますけれども、例えば、地震が発生しましたら、霧多布高校に設置しております地震開錠ボックスが開きまして、その中に入っている鍵を使って高校の建物の中に入れます。建物の中に入って3階に上りますと図書室があります。この図書室の隣がバルコニーになっていまして、そちらに出ていただくこととなりますが、そこに階段を設置して屋上に避難していただくようにするということです。

次に、2点目の津波救命艇の内容についてです。

F R P 製で発泡樹脂の緩衝材が取り付けられています。定員は25人乗りです。長さ8メートル74センチ、幅が3メートル53センチ、高さが3メートル10センチで、中には簡易トイレや備蓄品、非常食、毛布などを備え付けます。また、救難信号を発信するE P I R Bの装置も取り付けられています。

○議長（波岡玄智君） 8番三上浅雄議員。

○8番（三上浅雄君） 総務経済常任委員会の視察のときに行きましたが、階段工事をやるということですね。ただ、霧多布高校の3階からバルコニーに出て階段を上り、屋上へ上がるということですが、たしかフェンスがなかったと思うのです。真ん中にちよこつと物があっただけだったと思うのですが、フェンスを張る考えはありませんか。

また、面積からすると600人ぐらいが上られるというようなことは聞いています。当然、夜間と日中では違うと思いますけれども、そばには中学校もあります。もし車で避難ができなかったらそこに逃げざるを得ないと思うのですが、人数的には大丈夫ですか。

次に、救命艇のことですが、これについては分かりました。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

まず、屋上の関係でございますけれども、屋上避難場所につきましては転落防止用の手すりを設置いたします。長さは約124メートルとなります。

また、屋上についてでございますけれども、避難場所として利用できる面積については約760平米です。一時避難場所ということで考えており、1人1平米と考えれば、きちきちにはなりますけれども、760人を収容できます。

そして、霧多布高校は、屋上高さが11.5メートルでして、津波が来ても大丈夫だという想定になっておりますけれども、校舎3階でも高さが7.9メートルほどございます。基準水位が7.4メートルなので、ぎりぎり到達しないこととなります。そのため、屋上と3階を避難場所として利用してもらえればと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第9款教育費の質疑を行います。

9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） 1点目の質問です。

213ページの学校用バスに要する経費のうちの備品購入費1113万4000円についてです。

令和4年度は、バスの購入のめどが立たないということで、減額補正をして、次年度に向けて調整すると言われていたものだと思います。また、そのとき、状況によっては1社のみになるかもしれないというようなことを担当課長がおっしゃっていたような記憶がありますが、複数者による入札になるものなのかどうか、現時点での状況を知らせていただきたいと思います。

次に、217ページの小学校管理運営に要する経費のうちの使用料及び賃借料のシステム使用料111万8000円についてです。

これと同様なのが同じく223ページの中学校の分の124万2000円です。それから、229ページの高校にも128万1000円という予算が計上されていますが、このシステム使用料とは一体どういうものなのか、具体的にご説明をいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、213ページのバスの関係でございます。

昨年、補正によるバス購入ができないということで減額させていただきました。そのため、現在製造されているのが1社のみとなります。

実は、これは防衛交付金で購入するという予定でおりまして、確認させていただいたところ、車種の指定はオーケーですという回答をいただいております。ただ、今言われたとおり、購入業者です。当町では指名競争入札を行うこととなりますが、取引業者があるのかを確認させていただいております。町内に何か所かあるのか、あるいは、管内に取引業者があるのかをバス製造会社に確認させていただいております。また、その取引業者が当町の指名競争入札に参加できる条件を満たしているのかも見越しながら取り進めていきたいと考えています。

次に、217ページのシステム使用料です。

これは学校のGIGAスクール構想でそろえました学習用のロイロノートという端末の使用料で、1人1000円の236名分の消費税分で25万9600円となります。そのほか、算数のデジタル教科書を3年生から6年生までに支給するということで11万5456円、そして、教師用のデジタル教科書の算数用と指導書ということで74万2632円となっております。

中学校につきましても、同じくロイロノートと生徒用のデジタル教科書と教員用のデジタル教科書と指導書の購入となります。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、229ページの使用料及び賃借料のシステム使用料について回答いたします。

C l a s s i という会社のものでして、機能が二つあります。まず、基本サービスとなりますが、学校と生徒及び保護者が連絡を取り合うもので、学校からの連絡事項や保護者からの欠席申請の確認等を行うものです。

もう一つは、EDUCOMマネージャーというものです。これは教職員が使うものでして、総合型校務支援システムとなっております。主な機能としては、生徒名簿、出席簿として利用する学籍管理機能、成績処理、通知表、指導要録、個人カルテとして使用する成績管理機能、保健診断、保健室利用、保健日誌として利用する保健管理機能などがあり、生徒の情報を一元管理し、多くの教員で生徒を見守ることができます。

このシステムにより、教員の業務軽減が図られ、働き方改革につながり、短縮された時

間でも教員が生徒と向き合う時間ができ、深い指導ができるものと考えております。

○議長（波岡玄智君） 9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） 1点目のスクールバスに関しては、これから様々なことを検討しながら最終的な方向で行くということで理解をいたしました。

2点目のシステム使用料についてです。

小学校と中学校は同様であるけれども、高校はちょっと違うということでした。同じシステム使用料でもその内容が違うということですね。

小学校と中学校についてですが、GIGAスクール構想に基づいて様々な取組をするものの一環としてこういう予算を計上されているということで、デジタル教科書まで取り入れたということでした。

これはこれから求められる教育の一つでありますし、本町においても、児童生徒1人1台のタブレット端末など、いろいろな整備をこれまで積み重ねてきておりますので、その運用に向けて予算を活用していくことになるのだろうと思います。

これは新年度からの取組ということですが、教育委員会としては、これにどんな効果を期待しているのかについてお答えをいただければと思います。高校に関しては、極端に言うと、こういうことで教員の負担軽減も図ろうとする予算措置だと理解をさせていただきましたので、小学校と中学校についてお答えをいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

217ページの使用料及び賃借料のシステム使用料についてです。

管理課長からも話があったロイロノートを導入するに至った経緯からお話をさせていただきます。

令和2年度末に端末が各校に入りました。しかし、Wi-Fi環境等がまだ充実していないような状況でしたので、ワードやエクセルなど、ベーシックなパッケージとしておりました。そこで、先生方には、令和3年度に入りまして、ベーシックなパッケージをうまく活用し、とにかく何でもいいからやってみてくださいというようなことで進めてまいりました。しかし、令和4年度に入ってから、学習指導要領等で求められていること、GIGAスクール構想で言われていることがこのままではうまくいかないという意見が学校の先生たちから出てきました。町教委としては、ロイロノートとは別に、今入れようとしているものの機能を持っているものを用意してはいたのです。そこで、令和4年11月に教職員全員にアンケートを行い、A社のものもいいか、B社のものもいいか、また、その理由は何かを聞いたところ、本町の教職員からはロイロノートを入れていただきたいという意見でまとまりましたので、こちらを入れることにいたしました。

なお、ロイロノートは、本町だけではなく、釧路市など、浜中町以外でも導入しているところがあります。また、ここで新しいものを入れてしまうと新たに勉強し直さなければならなくなりますので、今回はロイロノートを採用させていただきました。

ロイロノートは、自分の考えを仲間と共有すること、学び合う授業をより活性化するための手だての一つです。一番いいのは隣の子と自由にお話をしたり、意見を述べ合ったり、地域の方と出会って膝を突き合わせて話をすることです。しかし、学びを深めるのはタブレット端末を使ってもできるということで進めていきます。

先ほど高校についても話があったのですが、先生が課題を配付することができますし、それをすぐに回収することはもちろん、取り組んでいる状況を先生が見ることができます。

今まではノートを見ながらでした。これは机間指導と言われているものですが、一つのテレビ、あるいは、先生の端末の中に全部が集まりますので、よりタイムリーな指導をすることができます。また、これは、子どもと先生だけではなく、子ども同士でもできまして、学び合うことができます。さらに、同じ教室の中だけではなく、例えば、散布小中学校と浜中小学校というふうに遠隔でも連携できるというよさがございます。

そして、自動採点機能もついていて、テストを解いた後、すぐに解答が見られますし、傾向をグラフでも表せまして、分析をしやすくなりますし、子どもたちにフィードバックをしやすくなるというよさがございます。

このほか、先生同士でもつながることができますので、例えば、職員会議の資料をお互いに提示し合うことができます。先ほどはテストの話をしていただきましたが、先生同士でもできます。

また、このコロナ禍で一番うまく使われたケースに健康観察があります。子どもたちは、学校に来たら、タブレットを開き、どういう状況かを打ち込みます。あるいは、学校に行けなくても家で今の健康状態をお知らせするということがありました。そして、出欠の管理がそのまま出席簿につながっていくということで、働き方改革にも活用ができることからロイロノートを導入いたしました。

○議長（波岡玄智君） 9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） ただいま室長からいろいろと説明をいただきました。いろいろな意味でいい効果が生まれるだろうと思います。

お答えの中にありましたけれども、自己採点ができ、教える側が即座に見ることもできるということになってきますと、極端に言うと落ちこぼれを防ぐことにもつながるかと思えます。個別に把握ができ、それにどう対処できるか、そういうことも含めて、これからはこの機能を使って進められていくのだなという受け止め方もできました。

これが浜中町の小・中学校の学校教育といいますか、教育委員会が目指す学校教育の在り方とどう結びつくのかといいますか、子どもたちをいかに育てるかという目標に向かっていけるのだろうと私も思います。また、先生というのは異動が基本ですよ。でも、どこに異動しても、その先でも戸惑うことなく連続した教育に当たることができることにもなるのだろうと思います。

浜中町が目指す学校教育の実現に向けて、これを一つの手段として描いていけることに

なるのかなと考えますが、しっかりと結びつくものになるのかどうか、最後にそれをお聞きして、終わります。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） これから浜中町の学校教育が目指すべき姿についてお答えいたします。

先ほど指導室長からICT関係について詳しい説明をいたしました。その中でもありましたけれども、これは一つの手段であって、使うことが目的ではありません。浜中町の教育の目指すところは地域に根差した教育でありまして、都会の教育の在り方と地方の教育の在り方は違うと考えております。

特に、ICT教育に関わりましては、一つの学びの手段として、効果的なものは間違いなくございます。ただし、地域の素材、そして、人との関わり、何よりも、いろいろな事象に対し、自分の目や耳、手を使いながら育んでいくということを根底に持っているのですが、これについてもICTを使うことで効果的な面があります。

さらに、浜中町の学校教育は基本的に少人数です。都会の40人やそれに近いような教室の環境とは違いまして、多くて20人です。そうなりますと、確かにICTによるところもあるかと思えますけれども、10人くらいとなりますと、先生と児童生徒との関わり、児童生徒同士の関わりも十分できるような環境でありますので、そういうことを踏まえながら私たちが目指すこれから浜中町を背負って立つ人材を育てていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 1番川村義春議員。

○1番（川村義春君） 217ページの小学校管理に要する経費の工事請負費について伺います。

校舎等補修工事については散布小中学校の電子錠設置というご説明がされておりましたけれども、電子錠とはどんなものなのでしょうか。例えば、霧多布高校に設置している解錠ボックスのような災害に備えてのものなのか、お聞きしておきたいと思えます。

次に、229ページの高校管理に要する経費の工事請負費についてです。

校舎等補修工事で768万円の増ということです。説明では無圧ヒーター更新（ボイラー）ということですが、ボイラーの更新だけであれば、工事請負費ではなく、備品購入費になるのではないかなと思うのです。ボイラーを更新するための施設内部の改修もあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思えます。

次に、245ページのスポーツ振興に要する経費の報酬についてです。

36万3000円増の900万円の報酬額になるわけですけれども、スポーツ推進員の報酬、委員の人数と増員の要因についてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 217ページの工事請負費についてご説明申し上げます。

電子錠につきましては、校長会から防犯対策として玄関の施錠のために電子錠を設置し

ていただきたいという要望がございました。そこで事務局内で協議しましたが、散布小中学校の職員室は2階でありまして、職員玄関のインターホンにはモニターがついておらず、旧式のものでした。また、霧多布中学校も職員室と玄関が遠いというようなことがあったのですが、このたび、散布小中学校のモニターのないインターホンを取り替えるのと同時に、防犯対策上、2階で来客の確認をして、鍵を外す、鍵をするというようなことができるようなドアに入れ替えることを考えておりまして、126万5000円を計上させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、229ページの工事請負費の校舎等修繕工事について回答いたします。

今回、2基あるうちの1基となります。1基は令和4年度の12月補正で対応しておりまして、残る1基についての更新です。

内容としましては、ボイラー機器ですけれども、今稼働しているものは2010年1月製造のボイラーとなります。12月に更新したボイラーと製造期は同時期であり、同じ使用状況でしたし、缶体から漏水し、故障していたということで、もう一基についても来年度事業で更新をしたいと考え、予算計上したところです。

なお、ボイラー機自体の更新でして、ほかの機器等の改修予定はございません。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） ご質問にお答えいたします。

スポーツ推進員の定員は14名となっております。現在、男性6名、女性6名、計12名を委嘱しております。

次に、報酬の増の要因ですけれども、スポーツ推進会議及び各種大会等の報酬につきまして、今年度までは7500円と半日の金額を提案していましたが、新年度からは7500円と1日分の日当で統一することになりましたので、それにより報酬額が増となっております。

○議長（波岡玄智君） 1番川村義春議員。

○1番（川村義春君） 217ページのことについては理解をしました。

霧多布小学校についてもいずれは改修しなければならないということで押さえておいていいのですね。それだけ確認しておきます。

散布の関係については十分に理解をいたしました。

ただ、防犯対策だけではなく、災害対策としての使用の仕方です。例えば、大きな津波が押し寄せるといった場合、即、逃げるところから始まるのでしょうけれども、残って部活なんかをしている場合に鍵を開けたり閉めたり、そういったときには活用しないということでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

次に、229ページの校舎等補修工事という名称でのボイラーの更新についてです。ボイラー室の改修等がないということであれば単体となりますよね。私は昨日も予算のこと

で言いましたけれども、考え方としては備品購入費になりませんか。再度、確認しておいていただきたいと思います。確認した結果を後で教えてください。

「予算の見方・つくり方」という本がありまして、それを見ますと、備品とは何か、修繕費とは何か、工事請負費とは何かちゃんと出ていますから、あらかじめ確認してから予算計上をすべきだと私は思いますので、確認しておいてください。

次に、245ページのスポーツ推進員の関係についてです。

各種大会など、いろいろとあって、今まで報酬は7500円の半日分を支給していたけれども、今後は全額出すということだということに理解しました。しかし、今まで半額で済ませていたものを1日分丸ごと出すことにしたのは委員からの要望があったからなのでしょうか。あるいは、今まで大変な苦勞をかけていましたし、これからもスポーツ振興のために一生懸命働いてもらわなければならないという配慮からなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 217ページの工事請負費の関係です。

今回の散布小中学校の電子錠の工事につきましては職員玄関のみでございます。126万5000円までになったのは、職員玄関の戸が薄いといたしますか、全部を取り替えになるからです。厚くしないと電子錠が入らないということで、建具といたしますか、戸を取り替えるため、この値段になっています。

防犯のほか、災害対策ということで、部活動の生徒の安全ということでしたが、今回の工事につきましては、職員玄関の戸となります。万が一、何かあった場合には、児童生徒玄関の内側から自分たちで鍵を外し、そのまま避難することになろうかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 工事請負費のことと備品購入費の件については調べ、後ほど説明していただきたいと思います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 私から、日当、報酬についてお答えいたします。

多分、うまく伝わっていなかったと思うのですけれども、今年度から各部署で会議等の日当は1日分の予算を取ろうと統一されました。ただ、実績に合わせてとなります。

例えば、推進委員の会議が午前中といたしますか、半日で終わる場合、支出は半額となります。ですから、絶対に日当7500円となるのではなく、会議の時間に合わせ、1日の場合は7500円、半日の場合は3750円となるということです。

○議長（波岡玄智君） 1番川村義春議員。

○1番（川村義春君） 今のスポーツ推進委員の報酬の統一の関係についてですけれども、私は全然聞いていませんでした。そう統一した趣旨といたしますか、いつそう統一したのか、改めてお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） お答えをいたします。

今回、委員報酬についてですが、令和5年度からは、全ての委員に対し、日額の半日当という予算ではなく、1日日当ということで、日額でもっての予算取りをいたしました。そして、実績に合わせ、4時間未満であれば半日当で支給するといったこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 8番三上浅雄議員。

○8番（三上浅雄君） それでは、1点だけです。

スポーツ振興に要する経費のうちの247ページの町スポーツ少年団補助43万2000円についてです。

現在、浜中町にはスポーツ少年団として何があって、何名ずつ所属しているのか、お伺いします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 現在、スポーツ少年団につきましては、剣道、スケート、野球が二つ、バドミントン、サッカー、バレーボールクラブ、空手となっております。

○議長（波岡玄智君） 8番三上浅雄議員。

○8番（三上浅雄君） いろいろなスポーツ少年団がありますが、この中で野球が二つと言われましたね。それは茶内と霧多布ということでしょうか。また、チームを組めるだけの人数がいるのか、お伺いします。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 再質問にお答えします。

野球少年団は、今、浜中町でチームを組めるのは茶内の1チームです。もう一チームは散布で、学校の活動として少人数で行っている状況です。

○議長（波岡玄智君） 8番三上浅雄議員。

○8番（三上浅雄君） そうすると、霧多布中学校にはないから、霧多布中学校に入った生徒が野球をしたいという場合は茶内に行くのでしょうかね。ただ、現在、散布の子どもは厚岸のチームに加盟しているとも聞いています。そうすると父母が送り迎えしなければならないのが現状ですよ。しかし、それができない親御さんであれば、結局、子どもがやりたい、入りたいと言っても参加できないのが実態かと思います。

そこで、送迎をしてやるという町の考え方はあるのか、お伺いいたします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 父母の負担軽減ということで、送迎のご質問だと思います。

令和5年の教育長の執行方針でも部活動の地域移行を掲げていますが、今後は小学校と中学校が一体となってスポーツ、文化に親しめる環境づくりをするということとしております。新年度には部活動の地域移行に伴って協議会を立ち上げ、子どもたちのやりたいスポーツ、保護者が苦慮していることをアンケートで聞きまして、理事者に対し、今、親はこういうものを求めているというものを提言したいと思っています。

議員がおっしゃるとおり、コロナ前に野球少年団の方々がほかの少年団に対してアンケ

ートを取りました。その中で、共働きが増えており、送迎がきつい、子どもたちのやりたいことをさせてあげられないという声もありましたので、そういったものをもう一度整理し、今後3年かけてなのですけれども、実施していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森新二議員。

○3番（秋森新二君） 教育振興費に要する経費のうち、231ページから233ページの18節負担金の海外交流派遣負担金348万5000円についてです。

前年度とほぼ同額計上だと思います。それから、その下の国内視察研修負担金179万2000円ですが、前年度は179万4000円ですから、ほぼ同額計上となります。

今、新型コロナの終息に向かっておりますので、自由に研修地を選べるのではないかなと期待しております。そこで、その時期と派遣及び研修先を想定しているのであれば教えていただきたいなと思います。

また、国内視察研修についても同様に教えていただきたいと思います。

次に、237ページの青少年教育に要する経費のうちの239ページの18節負担金の少年少女国内派遣事業負担金150万円についてです。

私はコロナかなと思っておりますが、計画していたものが残念ながら実施できず、執行残となりました。事業費調べでは、前年度と同じく、小学5年生が12名、中学2年生が4名という内容になっておりますが、派遣される場所と派遣時期を教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、233ページの負担金の海外交流派遣負担金についてです。

行き先はオーストラリアのシドニーで、9泊10日を予定しております。

次に、国内視察研修負担金ですが、まず、国内産業視察研修負担金は愛知県の名古屋市と長久手市を予定しており、4泊5日の日程となっております。また、国内環境視察研修は、沖縄県で、4泊5日で予定をしております。

時期については、いずれも4月下旬の予定です。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 239ページの少年少女国内派遣事業についてご回答いたします。

派遣事業につきましては、令和元年度を最後に事業が止まっております。議員がおっしゃるとおり、コロナ禍の中で無理して実施し、大事な子どもたちが感染したり、もしくは、後遺症が残ったりしてはならないということで、理事者と協議し、令和2年度から中止とさせていただきます。

この国内派遣の時期につきましては7月下旬の夏休みで、子どもたちが首都圏を中心に研修してくる事業となっております。今回、予算は計上させていただきましたけれども、

感染状況を見つつ状況判断していきたいと思いますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森新二議員。

○3番（秋森新二君） 道外、道内の派遣及び研修先であります。道外はオーストラリア・シドニーでしたね。そして、国内のほうは愛知県長久手市で、4泊5日ということでした。愛知県長久手市のほうはどのようなものが視察対象となっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

これまで継続されている人づくり事業であって、大変意義のあるものだと思っておりますので、ぜひとも実りある研修になってほしいなと思います。

次に、239ページの派遣先と時期は東京都内ということで、こちらについては分かりました。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、国内視察研修のうちの産業視察研修の愛知県のほうの内容についてです。

愛知県名古屋市では名古屋港水族館で研修を行う予定となっております。水生生物の保護や繁殖を目的とした研究活動を見学するとともに、浜中町から見た海との違いを学び、海の環境保全について考える研修となっております。

続いて、愛知県長久手市ですが、こちらは愛・地球博記念公園にあるモリコロパークで、豊かな自然環境を利用した集客を行い、世界サミットを行う世界的な有名な場所として確立された経緯を勉強するものとなっております。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫哲朗議員。

○2番（田甫哲朗君） まずは、215ページの小学校管理に要する経費のうちの修繕料447万1000円についてです。

補足説明はいただいたのですが、少々書き取れませんでした。散布小中学校の変圧器や教員住宅と言われた記憶があるのですが、教員住宅であれば何棟のどこを修繕するのか、お知らせをいただきたいと思います。

同じく小学校管理に要する経費のうちの217ページの先ほど落合議員から質問がありましたシステム使用料についてです。

その内容等については理解いたしましたが、一つ確認しておきたいのが、端末を各自で自宅に持ち帰ったり学校に持ってきたり、要は教科書を持ち歩くようなものだと思うのですが、セキュリティーについてです。

今の子どもたちはスマホを使いこなし、いろいろな活用を自由にできる能力を持っていますよね。ネットにつながっていて、いろいろなものも見られるでしょう。例えば、ゲームはどうなのかなと思うのですが、有害サイト対策について、あるいは、SNSでの子どものやり取りも可能だと思うのですが、むやみに携帯電話のように使ってもらっては困るわけで、そうしたセキュリティーについてはしっかりと担保されているのでしょうか。

次に、その下の工事請負費の先ほど川村議員からありました電子錠についてです。

僕もここは聞こうと思っていたところですが、要は、散布小中学校に関しては職員室が2階にあるため、職員玄関に来客があったことをモニターで確認できないようなインターホンになっている、そのことから電子錠を設置するということなのではけれども、モニター自体はどのようなのですか。

施錠されていた場合、当然、インターホンか何かを鳴らされるのだと思うのですが、どなたが来たかを教員が一々降りて確認してから電子錠を開けるというものではないと思うのです。そこでモニター付きのインターホンが必要ないのかなというのが単純な疑問です。

私も用があってたまに茶内の学校に行くのです。常時施錠しているわけではないですよ。それがいいかどうかは分かりませんが、例えば、不審者がいましたというような情報があった場合、子どもたちの玄関も施錠するでしょう。また、学校に訪問する際にはインターホンを鳴らすのですが、モニターがついていたかと思うのです。それで電子錠だけで果たしていいのかなということです。

次に、その下の備品購入費142万9000円についてです。

散布小中学校の暗幕だけしか書き取れませんでしたので、お知らせください。

次に、229ページの高校のボイラー工事請負費についてです。

ボイラーを交換するというのですが、事業費調べでは無圧ヒーター（ボイラー）と書いてあるので、私はボイラー内の部品を替えるのかなと理解していたのです。しかし、先ほどの答弁ではボイラーそのものを更新するという事だったかと思えます。

12月議会では、2基のうちの1基が漏水しているので、ボイラーを更新するという補正がありました。そのときは588万5000円です。また、説明としては、現在2基あるうち、1基はまだ正常に稼働している、それで大丈夫であるというような答弁があったと思いますが、今回、2基目を更新するという事になった経緯です。同じような年数だから替えることにしたということですが、どうも分かりません。

まず、金額についてです。この僅か何か月かの間でボイラーに200万円くらいの開きがあるわけです。大きさが違うなど、いろいろとあるかと思うのですが、金額の開きについて教えてください。

そして、今回、もう一基を更新するに至った理由と伺いますか、いつ決められたのでしょうか。12月議会での補正ではなく、今回、新年度予算としたのは単なる財政上の理由だということであれば、それはそれで構わないのですが、少なくとも12月の時点でもう一基も更新するという感覚はありませんでした。私の勘違いであればそのように答弁していただいても構いません。

次に、241ページの総合文化センターについてです。

これは金額が大きいので、どうしても触れておかなければならないかなという思いでした。内容等については2か年の継続費ということで理解しているのですが、2か年

でこういう金額です、新年度はこことここをやりますというような説明を再度いただきたいと思います。

また、これにはトイレ改修も入っているのですけれども、多目的トイレを設置するという考えがあるのでしょうか。現在はたしかなかったと思うのですけれども、ありましたか。（発言する者あり）そうですか。

ただ、トイレ改修というのはどういう内容なのかも含め、お知らせください。

次に、245ページのスポーツ振興に要する経費のうちの報償費の講師謝金101万8000円についてです。

説明では部活動を地域に移行するという方向で進んでいるということでした。上のスポーツ推進委員とは違うと思いますし、部活動の地域移行に関してということですが、この講師謝金の内容についてです。部活動といいますと、私は中学校、高校という古い頭なのですが、現在、各中学校の部活動の数、種類も含め、どういうものがあるのか、また、これまでどう対応してこられたのかを併せて伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 215ページの小学校管理に要する経費のうちの修繕料についてお答えいたします。

447万1000円ということですが、内容は各学校教員、住宅の修繕料ということで、1校50万円の4校分で200万円となります。そして、霧多布小学校、浜中小学校、茶内小学校の体育館の暖房機ノズル交換で9万9900円です。それから、散布小中学校の高圧変圧器交換修理で197万1200円です。同じく散布小中学校の給食用荷物専用昇降機の修理で9万9000円です。また、GIGAスクールの端末の修理費として6万円の5台分ということで30万円を見ております。

次に、システム使用料に関わるセキュリティーの話につきましては、室長より答弁いたします。

次に、工事請負費の電子錠についてであります。

先ほどの答弁では言葉足らずで申し訳ありませんでした。現在、散布小中学校のインターホンにモニターはついておりません。そこで、モニター付きのインターホンをつけるのと合わせ、電子錠をつけるということです。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） セキュリティーについてお話しします。

先ほどはロイロノートの基本パッケージについてお話をしましたが、セキュリティーはしっかりと入っております。また、有害サイトについてどうなのかということですが、フィルターで対応しております。

また、そういったところに入ったかですが、端末にログが残りますし、学校や業者でも確認できまして、事後の指導を働かせていくということになるかと考えております。

そして、新たにアプリを勝手に入れることについてですが、MDMと言いまして、業者

で一括して消したり入れたり強制力を働かせられますので、大丈夫かなと思っておりません。

次に、部活動の現状についてです。

まず、霧多布中学校は、バドミントン6名、陸上13名、スケート2名で、加入率は全生徒数に対して42%くらいです。

散布小中学校は、バドミントン7名、野球2名で、生徒数が9名であり、加入率は100%です。

浜中中学校は、卓球が6名、美術が3名で、生徒数が10名であり、加入率は約90%です。

茶内中学校は、卓球15名、陸上16名、野球1名で、スケートは同好会の取扱いですが、2名、美術が7名で、生徒数が43名であり、加入率は95.3%です。

それぞれの学校に部活動を担当する先生が複数名おり、先生方が指導しております。ただ、スケートについては地域の少年団とも連携しながら進めています。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 答弁漏れがありました。申し訳ございません。

小学校管理費の備品購入についてです。

まず、学校用備品購入として、1校につき5万円で、4校ありますので、20万円となります。また、霧多布小学校のガス給湯器で12万8700円、浜中小学校の特別支援学級の教室のFFストーブで20万3500円、散布小中学校の屋内運動場の暗幕で89万6000円という内訳になってございます。

なお、先ほどの修繕料の各学校の分と備品購入の各学校分につきましては、新年度に入りましたら各学校の要望に応じて対応していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） 229ページの工事請負費の校舎等補修工事についてです。

まず、本年12月に補正で対応させていただいたものについては、そのときにも説明しましたが、9月の年次点検で漏水が確認され、厳冬期前に更新をすべく、随意契約で更新をさせていただきました。そのときは緊急を要するというので随意契約の見積り契約だったのですけれども、年度が変わって次年度に向けてということで町の設計金額とし、約180万円近い差が出ているという状況です。

また、ボイラーについて、12月に補正したとき、同じ年数で同じ使用状況ですので、もう一基も同時にという考えもあったのですが、納品の関係で業者に確認を取ったら、2基になると年を越えて1月いっぱいになってしまう、さらには、資材の入り具合によっては1月を越えてしまう可能性もあるということでした。そのため、その段階ではまだ1基が動いていましたので、故障した1基だけを更新したということです。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 241ページの文化センター改修に伴ってです。

金額については2か年で11億9859万3000円と本当に高額な提案をさせていただきました。実施設計するに当たり、最初は17億円を超える金額を出され、これは議員の皆さんにはお話しできないなということで絞ったといえますか、縮小した経過をご理解願いたいと思います。

令和5年度につきましては、建築主体工事で5億8400万円、電気工事で1800万円、機械設備工事で1300万円、合計で6億1645万4000円となっております。

工事内容につきましては、屋外防水改修、外壁、ガラス、サッシ等の改修、電気設備につきましては、照明、舞台装置の発注業務となりまして、金額は少なくなっております。機械設備についても発注業務とさせていただいております。

令和6年度につきましては、建築主体工事で2億7200万円、電気工事では1億3800万円、機械設備工事では1億7100万円、合計で5億8213万9000円となっております。

2回目は主に内部改修となりますので、エレベーター改修のほか、ステージ周りの照明、舞台、つり物等の改修、そして、今回新設させていただきますキッズコーナー、図書室の改修、郷土資料室、リハーサル室の内部改修となります。電気設備につきましては、照明設備、舞台装置、また、キュービクル内の変電設備の更新となります。機械設備改修につきましては、暖房設備、換気設備、自動制御設備等、給排水設備等となります。

多目的トイレのお話が出ましたけれども、文化センターの1階の女性用側にあるので、なかなか目につかないと思いますけれども、1階に1か所、2階に1か所の2か所あります。今回の改修では女性用側にあるものを授乳室に変更したいと考えています。そして、正面のクロークがあるところに多目的トイレを持つてくる計画であります。

次に、245ページの地域移行についてです。

三上議員の質問への答弁とかぶるところがあると思いますけれども、今、国では部活動の地域移行を進めております。その課題解決としまして、まず、令和5年度地域移行検討協議会を設置したいと考えております。学校関係者、スポーツ関係者、保護者会等のメンバー8人を予定しているのですが、その8名分の謝金として12万円を計上しています。

それにプラスして、今後こうなっていくのではないかとという見通しを指導してくれる講師の方を2名予定してまして、2回に分け、その講師の謝金1人3万円の2名分で6万円を予定しております。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫哲朗議員。

○2番（田甫哲朗君） まず、229ページの高校ボイラーの関係であります。

今の答弁では、10月の時点でもう一基も替えるという計画があったのだなということで、それは理解したいなと思います。ただ、12月の時点では見積りによる予算計上であり、新年度については町で積算した中の単価での予算計上であるということでしたが、ボイラー自体は同じものなのではないでしょうか。というのは、12月と同額の金額で実際には設置できるのではないのかなと考えるのですけれども、その点についてだけ再度答弁をいただ

ければと思います。

次に、241ページの文化センターについてです。

先ほど1回目で聞くのを忘れたのだけれども、かなり大がかりな工事になるということで、その間、使用できない期間もあるのかなと思いますし、恐らく、内部改修に入ったら、それこそ使用できない期間が長くなるのだらうと思います。来年度の見通しも含め、新年度の使用できない期間がおおよそ分かるのであれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、質問にお答えします。

今回更新しようとしているボイラーは、12月にやったものと同じものです。

金額ですけれども、町の設計となりますと道単価を使うことになりまして、それによる差ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 文化センター改修に伴いまして、現在計画している工期についてご説明いたします。

5月の連休明けに入札を行いまして、6月の定例会で契約の提案をしたいと思っております。そして、6月に工事開始となります。工期は360日となっております、来年の6月中の完成と見込んでおります。

ただ、発注業者はまだ決まっていませんので、実際にいつから使えなくなるという話ではできない状況ですけれども、現在、利用者には9月末までの受付として取り扱っております。そして、10月から来年3月まで、約9か月間は休館とせざるを得ないかなと考えております。

各定期サークル団体には、3月上旬に改修とサークル活動ができる代替施設をお知らせいたします。例えば、生涯学習課で持っている体育館、農業者トレーニングセンター、すくらむ21といった施設を考えておりますが、このほか、学校開放や地域の施設など、そこは要望に沿って対応していきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫哲朗議員。

○2番（田甫哲朗君） 高校ボイラーについてですが、予算を立てる上ではそういうものなのでしょう。全てで道の単価等を計算しながらやるのでしょうかけれども、どうなのでしょう。12月に緊急性があるからということで業者から見積りを取り、予算計上し、それで実施できたわけですね。ただ、新年度については緊急性がないということなのでしょう。それで正規の予算計上としたということだと思います。

それでは、新年度のボイラー更新については入札になるということなのでしょう。入札をしなければできないというものなのですか。12月のように緊急性がある場合は業者見積りで発注できたけれども、新年度予算については入札が必要だ、何らかの決まりがあって、そういうものでしか実施できないのだという考えなのですか。

僅か数か月で金額に差が出てくるというのは私には理解できませんし、ましてや一般町

民の方からも理解はいただけないと思います。そうであれば、12月に実施した業者に再度お願いするという方法だってあるかと思うのですけれども、その答弁をいただいて、終わります。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、補助事業についてです。

金額が高くなるということもありまして、入札が原則と認識をしております。ただ、そういったご意見がありましたので、手法について契約関係部署等と協議し、決定したいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 4番小松克也議員。

○4番（小松克也君） 241ページの文化センターの工事負担についてです。

当然、ルパンのスペースも取ると思いますけれども、ルパンの展示をしている場所を探してもなかなか見つからなかったという話があったのです。よく見てみたら確かに看板が小さいなと思いました。今度やるときはどんと大きく見えるようにする考えはあるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 文化センターの改修に伴っての質問だと思いますけれども、ルパンのコレクションに関しましては、教育委員会では場所を貸しているだけです。運営は違うところがしております、場所が分かりづらいことについてはこれからその協議会と協議するなり、私どもとしても改善したいと思います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第10款公債費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第11款給与費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第12款予備費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、歳入の10ページの第1款町税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第2款地方譲与税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第3款利子割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第4款配当割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第6款法人事業税交付金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第7款地方消費税交付金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第8款環境性能割交付金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第10款地方特例交付金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第11款地方交付税の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第12款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第13款分担金及び負担金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第14款使用料及び手数料の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第15款国庫支出金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第16款道支出金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第17款財産収入の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第18款寄附金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第19款繰入金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第20款繰越金の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第21款諸収入の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(波岡玄智君) 次に、第22款町債の質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 次に、各表の質疑を行います。

第2表継続費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第3表債務負担行為の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第4表地方債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 令和5年度浜中町国民健康保険特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第3、議案第25号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第25号令和5年度浜中町国民健康保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8862万8000円と定め、前年度当初より4.0%、4902万7000円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げます。

歳出についてです。

1款総務費では国保事業の運営及び国保税の賦課徴収などの事務的経費で792万3000円、2款保険給付費では診療機関に対する給付費や高額療養費、出産育児一時金で7億5518万円、3款国民健康保険事業費納付金では4億85万3000円、4款共同事業費拠出金では年金受給者一覧表作成に要する経費で1000円、5款保健事業費では健康づくり事業、特定健診等に要する経費や医療費適正化特別対策事業に要する経費などで2044万1000円、6款諸支出金では保険税還付金及び国庫支出金等返還金で323万円、7款予備費では100万円を計上しております。

一方、歳入についてです。

1 款国民健康保険税では3億5521万1000円、2 款国庫支出金では出産育児一時金臨時補助金8万円を見込み計上、3 款道支出金では歳出の保険給付費分の普通交付金と特別交付金で7億8035万2000円、4 款財産収入では国保財政調整交付金の積立利息2000円、5 款繰入金では保険税の減税軽減額保険者支援分、出産育児一時金分及び事務費分で5223万5000円、6 款繰越金では科目設定で1000円、7 款諸収入では後期高齢者の健診に係る後期高齢者広域連合からの負担金などで74万3000円を計上しております。

なお、本予算につきましては、去る2月16日開催の令和5年第1回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところです。

また、令和5年度の保険税率等の改正につきましては、北海道の標準税率を参考として、地方税法等の改正と財政状況を見極めながら、所得が確定した後、6月定例会においてご提案させていただきます。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については保険課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○町長（松本博君） 保険課長。

○保健課長（渡部直人君） 予算書の1ページをお開きください。

議案番号には25、提出日には8とご記入願います。

議案第25号令和5年度浜中町国民健康保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

令和5年度浜中町国民健康保険特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を11億8862万8000円と定めようとするもので、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

次のページの第1表歳入歳出予算及び4ページの歳入歳出予算事項別明細書並びに24ページの給与費細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出から説明いたします。

10ページをお開きください。

歳出についてです。

1 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費598万5000円は33万2000円の減で、共同電算化に要する経費527万9000円は備品購入費で、事務用機器購入は保険者業務用端末等の更新で40万7000円の皆増、一般事務に要する経費70万3000円では、備品購入費で事務用機器購入は窓口用タブレット購入で9万円の皆増、基金積立金3000円は12ページの国民健康保険財政調整基金利子積立金となります。2 目連合会負担金53万9000円は1万3000円の減で北海道国保連合会の負担金となります。

2 項徴税费1 目賦課徴収費117万5000円は10万3000円の増で、保険税賦課徴収事務に要する経費は徴収業務用の公用車車検整備費用などとなります。

3項1目運営協議会費22万4000円は6万円の増で、国民健康保険運営協議会に要する経費は14ページの委員報酬及び費用弁償などとなります。

2款1項保険給付費1目療養諸費については北海道参考値を基に算出し、療養給付費6億4000万円は4045万4000円の減、療養費320万円は27万5000円の減、診療報酬審査に要する経費160万円は31万3000円の減となります。2目高額療養費の高額療養費1億100万円は426万9000円の減で、北海道参考値を基に算出し、高額介護合算療養費15万円は前年度同額で、16ページのとおりとなります。3目移送費6万円は前年度同額となります。4目出産育児諸費800万円は40万円の減で、出産育児一時金1件当たり50万円の16件分を見込み計上したものです。5目葬祭費45万円は15万円の減で、見込み計上したものです。6目傷病手当金72万円は2万7000円の減で、見込み計上したものです。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金4億85万3000円は717万円の減で、北海道が算定した令和5年度の医療費分、後期分、介護分の事業費納付金となります。

4款1項1目共同事業拠出金1000円は前年度同額で、年金受給者一覧表作成に要する経費となります。

18ページをお開きください。

5款1項保健事業費1目保健衛生普及費177万5000円は15万円の増で、健康づくり事業に要する経費は、医療費通知、人間ドック健診助成金、一般会計繰出金は国保加入者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種経費相当分となります。2目疾病予防費159万3000円は前年同額で、疾病予防事業に要する経費は40歳未満の若年及び75歳以上の後期高齢者の健診委託料となります。

2項1目特定健康診査等事業費1066万円は133万9000円の増で、特定健康診査等に要する経費は特定健診受診に係る関連費用を計上したものです。20ページの備品購入費は特定健診業務用端末等更新に係るパソコン購入となります。

3項1目医療費適正化対策事業費641万3000円は99万4000円の増で、医療費適正化特別対策事業に要する経費は医療費適正化事業委託料外となります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険税還付金150万円は、一般被保険者の保険税過誤納還付金で前年度同額となります。2目償還金173万円は皆増、国庫支出金等返還金で過年度分の道補助金、特別調整交付金の返還見込額を計上したものです。

23ページをお開きください。

7款1項1目予備費100万円は、前年同額となります。

歳出合計は11億8862万8000円で、前年度と比較して4902万7000円の減となります。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税3億5520万8000円は

1 3 5 7 万 3 0 0 0 円の減、1 節医療給付費分現年課税分 2 億 4 2 4 6 万 2 0 0 0 円は 6 4 3 万 8 0 0 0 円の減で、北海道の算定額から示された納付金に保健事業費等を加算、保険者努力支援分などの収入を減算し、収納率 9 6 % で保険税収納必要額として計上、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 7 5 2 5 万 7 0 0 0 円は 2 9 0 万 9 0 0 0 円の減で北海道算定額を計上、3 節介護納付金分現年課税分 3 4 3 6 万 1 0 0 0 円は 1 0 8 万 9 0 0 0 円の減で北海道算定額を計上、4 節医療給付費分滞納繰越分 2 0 4 万円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分 6 8 万 9 0 0 0 円、6 節介護納付金分滞納繰越分 3 9 万 9 0 0 0 円は前年度実績の 8 5 % で計上しております。2 目退職被保険者等国民健康保険税 3 0 0 0 円は前年同額で科目設定となります。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目出産育児一時金臨時補助金 8 万円は皆増で、出産育児一時金の増額に伴う令和 5 年度限りの財政支援として 1 件当たり 5 0 0 0 円の 1 6 件分を計上しております。

3 款道支出金 1 項道補助金 1 目保険給付費等交付金 7 億 8 0 3 5 万 2 0 0 0 円は 4 3 7 4 万 2 0 0 0 円の減で、1 節普通交付金 7 億 5 4 4 6 万円は 4 3 3 0 万 8 0 0 0 円の減で歳出における保険給付費に対応する交付金、2 節特別交付金 2 5 8 9 万 2 0 0 0 円は 2 1 1 万 9 0 0 0 円の増で保険者努力支援分 1 3 6 7 万 5 0 0 0 円は医療費適正化などの取組に対する交付金見込み分、特別調整交付金 3 2 1 万 7 0 0 0 円は見込み計上、北海道繰入金 7 6 4 万 7 0 0 0 円は医療費適正化及び収納対策の取組等に伴う繰入金、特定健康診査等負担金 1 3 5 万 3 0 0 0 円は特定健診及び詳細検診の費用の法定負担額分を計上したものです。

4 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目 1 節利子及び配当金 2 0 0 0 円は国民健康保険財政調整基金の利子分を計上したものです。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 5 2 2 3 万 5 0 0 0 円は 8 1 8 万 3 0 0 0 円の増で、8 ページの 1 節保険基盤安定繰入金軽減分 2 3 4 6 万円は、保険税の 7 割、5 割、2 割の軽減分で、北海道から示された算定額を計上、2 節保険基盤安定繰入金支援分 1 4 9 9 万 7 0 0 0 円は保険税の軽減者に応じた財政支援分で北海道から示された納付金算定結果に基づいて計上、3 節保険基盤安定繰入金就学児均等割分 1 6 0 万円は見込み計上、4 節出産育児一時金繰入金 5 3 3 万 4 0 0 0 円は北海道から示された納付金算定結果に基づいて計上、5 節事務費繰入金 6 8 4 万 4 0 0 0 円は事務費から国保財政調整基金利子分と北海道の特別調整交付金分を控除した額を見込み計上したものです。

6 款 1 項 1 目繰越金 1 0 0 0 円は前年同額、前年度剰余金は科目設定となります。

7 款諸収入 1 項延滞金及び過料 1 目延滞金は前年度同額を科目設定したものです。

2 項受託事業収入 1 目健康診査等負担金 7 4 万 3 0 0 0 円は 3 万 3 0 0 0 円の増で、後期高齢者健康審査負担金となります。

3 項雑入 1 目第三者納付金、2 目返納金、3 目雑入はいずれも科目設定となります。

歳入合計は 1 1 億 8 8 6 2 万 8 0 0 0 円で、前年度と比較して 4 9 0 2 万 7 0 0 0 円の

減となります。

以上、議案第20号の補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第25号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議案第25号の質疑を続けます。

1番川村義春議員。

○1番（川村義春君） 国保税全般にわたって質問します。

毎年、当初予算のときに聞いているのですけれども、6月が本算定みたいな感じで、6月に正式に国保税の内容が決まるということです。そこで、限度額の改定や軽減の割合の算定方法が変わったなどがありましたら、まずはお知らせをいただきたいと思います。

次に、17ページの出産育児一時金、葬祭費の関係についてです。

これは見込み計上ということなのですね。出産育児一時金に関しては、前年度は42万円の20件ということで840万円の計上がありました。今回は40万円少なく、800万円、16件分ということです。

補正予算のときにも聞いたのですけれども、非常に出生率が低い中、16件を見たという背景があれば教えていただきたいと思います。

また、葬祭費は1件当たり3万円で、15人分を見込み計上したということです。前年度は20件を見ていたわけですが、今、高齢化がどんどん進み、亡くなる方も非常に多いですが、これは実績見込みなのでしょうか。せめて今年度ぐらいはあるのかなと思っていますけれども、実績はいかがだったのでしょうか。あまりいい話ではないのですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

次に、国民健康保険事業納付金についてです。

北海道が全道の医療費をまとめて推計し、保険給付に充てるために納付金を各市町村に通知するという中身のようであります。これを受けて、北海道は市町村ごとの標準保険税率を算定して各町村に公表するわけで、それを参考に税率を決めるというような仕組みになっていると思います。

納付金の金額は4億85万3000円で、今年度は4億802万3000円ですから、717万円の減ということですが、減ったのは全道的に医療費が下がったからという見方をしているのかどうか、確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） 数点にわたりご質問をいただきましたけれども、順番にお答

えしたいと思います。

まず初めに、税の関係の制度改正についてお話をしたいと思います。

令和5年度の地方税法等の改正として、まずは限度額についてです。限度額は、後期高齢者支援金の課税分について、現行の20万円が22万円へと2万円引き上げられます。そして、基礎課税分は据置きの65万円、介護納付金分も据置きで17万円になりますので、合わせて104万円になる予定になっております。

また、中間層の税負担の軽減ということで、国保税の軽減措置の拡充があります。これについては、軽減判定所得の5割軽減の判定に係るものですが、28万5000円から29万円へと5000円引き上げられます。そして、2割軽減の分の52万円が53万5000円へと1万5000円引き上げられます。

徴税法の関係ではこうした改正になりますけれども、今、国では関連予算関係で全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について国会で審議されていまして、平たく言うと、高齢者も含め、負担できる方に負担してもらおうというものです。

具体的に言うと、出産育児一時金が今回50万円になりましたけれども、この財源に後期高齢者の方々の保険料負担もということです。保険料の改定は令和4年度と5年度は据置きで、6年度以降ですけれども、保険料負担を求めるとなっております。あわせて、子育て世代の負担軽減ということで、出産する被保険者の国民健康保険税の産前産後期間、前後で合わせて4か月分の均等割と所得割の減免制度を創設するということです。社会保険に入っている方ですと、減免期間が出産の前後であります。それと同じく、お子さんを産んだ国保の方についても、その前後4か月については減免するということになっていきます。

なお、これについては関連法の成立のほか、予算の関連もありますので、6月には間に合わないと思っております。施行については令和6年1月で調整されておりますが、方向性としては間違いなくそのようになりますので、こちらは6月を過ぎてからの条例等の改正となります。

また、還付等、保険税の構成ということもあり、そこはまだ審議中でして、情報が来ておりませんが、こちらについては改めて提案をさせていただきたいと思っております。

次に、17ページの出産育児一時金の関係です。

今回、50万円、16件としておりますけれども、この算定方式は北海道から示されたものです。令和4年度分は入っていないのですが、それ以前の北海道の3年分の状況を見て、ある程度見込んでおります。

ちなみに、当町についてですが、元年度は15件、2年度は21件、3年度は12件でして、令和2年度がちょっと多かったです。これがならされて16件ということで道が積算してきたのだと思います。ただ、補正予算で提案したとおり、希望を含めて10件と出しておりますけれども、4年度は大幅に減少しているという実態があります。

次に、下のほうの葬祭費についてです。

こちらと同じく過去の実績であり、元年度は12件、2年度は15件、3年度は11件となっておりますので、これにより15件という設定になっております。

国保加入者ですから、75歳以上の人は後期高齢者医療のほうで葬祭諸費を入れていきます。あくまでも、74歳以下の国保加入者が亡くなった場合の葬祭費の支給ですので、そのようにご理解をいただければと思います。

次に、下の健康保険事業費納付金の関係です。

まず、内訳を言いますと、医療費分が2億7848万8000円、後期分が8463万円、介護分が3773万5000円で、合わせて4億85万3000円です。717万円の減です。

これも過去の加入者の所得の状況を基に算出されるのですが、被保険者が減っているということで最終的な医療費に求める額が少なくなっていて、1人当たりの納付金の額も減るということです。

ただし、所得の関係もあるものですから、人数が減った分といいますか、10%減ったから10%減るといふことにはなりません。どちらかといえば、当町は所得の階層のいるところは残っている状態です。

このようなことで、過去の3年間の医療費動向、加入者動向、医療費の状況を含め、全道に占める割合をプールし、5年度分の標準保険料が算出され、この分を浜中町は納付してくださいということになってくるものとなります。

○議長（波岡玄智君） 田甫哲郎君。

○2番（田甫哲朗君） 1点、11ページの共同電算化に要する経費と一般事務に要する経費のうちの備品購入費についてです。

多分聞き漏らしたのだと思うのですが、一般事務に要する経費のほうの9万円については窓口用タブレットということですよ。ただ、その上のほうの40万7000円についてももう一度ご説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） 共同電算化に要する経費のうちの備品購入費の事務用機器についてです。

これは、保険者業務用端末です。北海道の国保連とつながっている基幹システムと連動しているのですが、5年に1回、更新になりまして、今回はその分のパソコン29万1500円とプリンター11万5500円です。ただ、国保連との共同購入になりますので、国保連から購入するという予算設定になっております。

先ほど言った下のほうの一般事務に要する経費については、タブレットということで、窓口端末となります。これは、マイナンバー関係の保険証の支援ということで、保険年金の窓口のほうとひもづけをする専用のタブレットを設置することになっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫哲郎君。

○2番（田甫哲朗君） そのシステムがよく分からないので、しつこいのですけれども、再度お聞きします。

要は、北海道クラウドあたりとつながるのかも分かりませんが、5年に1回、必要な更新に対する備品購入費ということであるという大まかな理解でいいのでしょうか。

パソコン等を購入するわけで、その後に備品として残るといいますよね。この計上は今年度にはなかったもので、両方ともチェックを入れていたのですけれども、5年後にまたこのような予算措置が必要になるという理解でいいのでしょうか。それとも、今回購入するので、必要ないということなのか、もうちょっと分かるように説明をいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） パソコンの更新についてですけれども、業務で言うと、ほとんどが国保連合会からの請求関係の事務となります。レセプトデータがクラウドの中で処理されています。当町の専用パソコンを使い、そのクラウドに行って、給付記録などを見るほか、資格などの管理をします。また、北海道クラウドの分もありまして、所得データなどが向こうに行って、納付金の算定などにも使われています。そして、医療費の分析などもあります。システムKDBといって、国保データベースシステムというものがあるのですけれども、そことも連動しております。健康推進係にあるパソコンで、5年に1回更新することが推奨されていますので、特定健診用のパソコンと一般業務用のパソコンを更新いたします。

北海道クラウドの話が出ましたけれども、北海道クラウドの分は、今、国のガバメントクラウドへと変わっていくので、その対応も含め、更新しようとするものです。

なお、5年に1回は必ずしますので、残りません。取り換えとなりますので、引き上げて、新しいものが5年後に入るといことです。北海道全体でやっています、健康分野の分と当町の分です。あわせて、介護保険の分も今回は予算措置していますけれども、今回、北海道国保連のほうでは大量にパソコンを共同購入しますので、かなり安価でできていると思っております。

一般業務の中では基幹システムとそのパソコンが連動しながら医療機関との給付関係の調整も含めてやっている機器になります。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 令和5年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第4、議案第26号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第26号令和5年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ7900万7000円と定め、前年度当初より0.6%、44万4000円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げます。

歳出についてです。

1款総務費では一般事務に要する経費などで106万9000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金では歳入の保険料及び広域連合職員の人件費などの市町村負担金で7783万8000円を計上しております。

一方、歳入についてです。

1款後期高齢者医療保険料は5515万8000円で、内訳は、現年度特別徴収保険料3359万9000円、現年度普通徴収保険料2135万円、滞納繰越分普通保険料20万9000円、2款繰入金は2384万5000円で、内訳は、保険基盤安定繰入金1858万3000円、事務費繰入金で526万2000円、3款繰越金1000円、4款諸収入3000円は、いずれも科目設定による計上です。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については保険課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 保健課長。

○保険課長（渡部直人君） 予算書の25ページをお開きください。

議案番号には26、提出日には8とご記入を願います。

議案第26号令和5年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明いたします。

令和5年度浜中町後期高齢者医療特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を7900万7000円と定めるようとするもの、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

26ページの第1表歳入歳出予算と27ページの歳入歳出予算事項別明細書については

説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出から説明いたします。

30ページをお開きください。

歳出についてです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費32万5000円は12万8000円の減で、一般事務に要する経費は、会議出張旅費、被保険者証の郵送料などとなります。

2項1目徴収費74万4000円は3万1000円の増で、保険料賦課徴収事務に要する経費は、納付書、保険料決定通知書の作成、郵送料などとなります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金7783万8000円は54万1000円の増で、北海道後期高齢者医療広域連合負担金として、広域連合の概算に基づき、事務費負担分と保険料負担分、保険料軽減に係る保険基盤安定分を計上しております。

3款1項1目予備費10万円は前年同額を計上しております。

32ページをお開きください。

歳出合計は7900万7000円で、前年度と比較して44万4000円の増となります。

次に、歳入を説明いたします。

28ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料3359万9000円は212万9000円の減、1節現年度分特別徴収保険料は北海道後期高齢者広域連合の通知に基づき特別徴収分の概算保険料を見込み計上したものです。2目普通徴収保険料2155万9000円は1万3000円の減、1節現年度分普通徴収保険料2135万円は保険料調定見込額に収納率98%で計上、2節滞納繰越分普通徴収保険料20万9000円は滞納繰越見込額に収納率50%で計上したものです。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目保険基盤安定繰入金1858万3000円は158万5000円の増で、1節保険基盤安定繰入金は保険料軽減分として一般会計からの繰入金を計上したものです。2目事務費繰入金526万2000円は100万1000円の増で、1節事務費繰入金は北海道後期高齢者医療広域連合が示す事務費の市町村負担分と歳出の事務経費に係る繰入金を計上したものです。

3款1項1目繰越金1000円は、前年剰余金で、科目設定となります。

4款諸収入1項雑入2項償還金及び還付加算金は、いずれも前年度同額で、科目設定となります。

歳入合計は7900万7000円で、前年度と比較して44万4000円増となります。

以上、議案第26号の補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第26号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 令和5年度浜中町介護保険特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第5、議案第27号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第27号令和5年度浜中町介護保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9335万4000円と定め、前年度当初より3.4%、1637万4000円の増額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げます。

歳出についてです。

1款総務費では介護保険推進に要する経費などで572万1000円、2款保険給付費では居宅介護サービス等給付に要する経費1億4030万8000円、施設介護サービス給付に要する経費2億1344万4000円などで4億5284万円、3款地域支援事業費では介護予防生活支援サービス事業に要する経費1099万1000円などで3423万2000円、4款基金費1万1000円、5款諸支出金5万円、6款予備費50万円を計上しております。

一方、歳入についてです。

1款介護保険料では第1号被保険者介護保険料1億315万4000円、2款国庫支出金では介護給付費負担金7655万8000円、調整交付金2264万2000円などで1億1180万8000円、3款道支出金では介護給付費負担金7061万4000円などで7590万3000円、4款財産収入では利子及び配当金で1000円、5款支払基金交付金では介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で1億2519万8000円、6款繰入金では介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金で7728万4000円を計上しております。

7 款繰越金及び 8 款諸収入は、科目設定であります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については保険課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） 予算書 34 ページをお開きください。

議案番号には 27、提出日には 8 とご記入願います。

議案第 27 号令和 5 年度浜中町介護保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

令和 5 年度浜中町介護保険特別会計予算は、第 1 条では歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 9 3 3 5 万 4 0 0 0 円と定めようとするもので、第 2 項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算によるとしております。

35 ページと 36 ページの第 1 表歳入歳出予算及び 37 ページと 38 ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出よりご説明申し上げます。

43 ページをお開きください。

歳出についてです。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 5 2 3 万 5 0 0 0 円は 1 9 万 7 0 0 0 円の減、介護保険推進に要する経費 3 9 7 万 7 0 0 0 円は 2 1 万 4 0 0 0 円の減、委託料、介護保険事業計画策定委託料は令和 6 年度開始の第 9 期介護保険事業計画策定に関わるもの、備品購入費、事務用機器購入 2 9 万 2 0 0 0 円は、皆増で、介護保険システム業務端末の更新に係るパソコン等購入経費、介護認定審査会に要する経費 1 2 5 万 8 0 0 0 円は 1 万 7 0 0 0 円の増となります。

45 ページをお開きください。

2 項 1 目賦課徴収費 4 8 万 6 0 0 0 円で、3 万 2 0 0 0 円の増は介護保険料賦課徴収に要する経費となります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 1 億 4 3 8 8 万 8 0 0 0 円は、コロナ禍の影響などを勘案し、前年度同額を計上しております。居宅介護サービス等給付に要する経費 1 億 4 0 3 0 万 8 0 0 0 円、居宅介護住宅改修に要する経費 2 8 8 万円、居宅介護福祉用具購入に要する経費 7 0 万円、47 ページですが、2 目地域密着型介護サービス給付費 3 7 7 7 万 6 0 0 0 円は 6 6 万円の減、3 目施設介護サービス給付費 2 億 1 3 4 4 万 4 0 0 0 円は 1 7 6 4 万円の増、4 目居宅介護サービス計画給付費 1 6 9 7 万 6 0 0 0 円は 1 4 万 4 0 0 0 円の減、5 目審査支払手数料 3 1 万 1 0 0 0 円は前年度同額となります。

2 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費 1 2 2 6 万 5 0 0 0 円で 3 3 万円の減、2 目高額医療合算介護サービス等費 2 4 0 万円は前年度同額となります。

49 ページをお開きください。

3 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費 2 5 7 8 万円は、9 8

万円の減となります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費222万8000円は105万2000円の増、介護予防事業に要する経費で、業務用車両の車検2台分と介護予防事業に使用する事業用機器借り上げ料など、51ページですが、2目介護予防・生活支援サービス事業費1099万1000円は60万8000円の減、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費、委託料、配食サービス事業委託料、要支援分で566万2000円ほかとなります。

2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費1494万8000円で、51万7000円の増は、包括的支援事業に要する経費で、地域包括支援センター職員2名分の人件費ほか、53ページですが、2目任意事業費606万5000円は5万4000円の増、任意事業に要する経費では、委託料、高齢者分の配食サービス事業委託料として566万2000円となります。

55ページをお開きください。

4款基金費1項介護保険基金費1目介護保険給付費準備基金費1万1000円は、2000円の減となります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金5万円は、前年度同額となります。

6款1項1目予備費50万円は、前年度同額となります。

歳出合計は4億9335万4000円で、1637万4000円増となります。

57ページから60ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に歳入をご説明いたします。

39ページをお開きください。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1億315万4000円は269万5000円の増、1節現年度分1億308万6000円は歳出2款保険給付費及び3款地域支援事業費の第1号被保険者法定負担額を計上、2節滞納繰越分6万8000円は、滞納分で、収納率20%を見込み計上したものです。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金7655万8000円で、227万2000円の増は歳出2款保険給付の法定負担額を計上したものです。

2項国庫補助金1目調整交付金2264万2000円で、77万7000円の増は歳出2款保険給付費の法定負担額を計上したもの、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）271万5000円で、14万9000円の減は歳出3款1項介護予防事業費の法定負担額を計上したもの、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）786万4000円で、58万1000円の増は歳出3款2項包括的支援事業任意事業費の法定負担額を計上したもの、4目保険者機能強化推進交付金99万1000円は20万1000円の増、5目介護保険保険者努力支援交付金103万8000円は29万6000円の増となります。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金 7 0 6 1 万 4 0 0 0 円で、2 7 7 万 3 0 0 0 円の増は法定負担額を計上したものです。

2 項道補助金 1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1 3 5 万 7 0 0 0 円で、7 万 5 0 0 0 円の減は法定負担額を計上したものの、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）3 9 3 万 2 0 0 0 円で、2 9 万 1 0 0 0 円増は法定負担額を計上したものです。

4 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 1 0 0 0 円は、1 0 0 0 円の減で、介護保険給付費準備基金利子となります。

5 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 1 億 2 2 2 6 万 6 0 0 0 円で、4 1 9 万 2 0 0 0 円の増は法定賦課額を計上したものの、2 目地域支援事業支援交付金 2 9 3 万 2 0 0 0 円で、6 万 1 0 0 0 円の減は法定負担額を計上したものととなります。

4 1 ページをお開きください。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 5 6 6 0 万 5 0 0 0 円で、1 9 4 万 1 0 0 0 円の増は法定負担額を計上したものの、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1 3 5 万 7 0 0 0 円で、7 万 5 0 0 0 円の減は法定負担額を計上したものの、3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）3 9 3 万 2 0 0 0 円で、2 9 万 1 0 0 0 円増は法定負担額で計上したものの、4 目その他繰入金 8 6 6 万 7 0 0 0 円で、6 万 4 0 0 0 円の減は事務費繰入金で歳出 1 款総務費など補助対象外分を計上したものの、5 目低所得者保険料軽減繰入金 6 7 2 万 3 0 0 0 円で、5 8 万 9 0 0 0 円の増は低所得者の保険料軽減分となります。

7 款 1 項 1 目繰越金から 8 款諸収入 1 項延滞金及び過料、2 項雑収入につきまして、いずれも前年同額で、科目設定となります。

歳入合計は 4 億 9 3 3 5 万 4 0 0 0 円で、1 6 3 7 万 4 0 0 0 円の増となります。

以上、議案第 2 7 号の補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第 2 7 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 2 番田甫哲朗議員。

○2 番（田甫哲朗君） 4 4 ページの介護保健推進事業に要する経費のうちの第 9 期計画の策定委託料についてです。

これは前年度からの 2 か年事業ということで、新年度に出来上がるのだらうと思っております。これは 3 年に 1 度の見直し義務づけられているということで委託料が発生しているのでしょうかけれども、この計画を策定し、どういう方向で活用が図られているのかです。

要するに、要介護者や介護をされている方の数など、いろいろなものをこの計画の中に反映していると思うのですがけれども、この予算措置も含め、介護現場ではどう活用されて

いるのかということをお伺いしたいと思います。

次に、その下の備品購入費についてです。

先ほどの国保と同様、これも5年に1度必要になってくるものかなと理解しておりますけれども、それについての答弁もいただきたいと思っております。

次に、50ページの介護予防事業に要する経費のうちの需用費の修繕料25万8000円についてです。

今年度は8万1000円の計上でしたが、この修繕料というのは車にかかるものなのか、何の修繕料なのかをお知らせください。

次に、その下の使用料のシステム使用料6万7000円と事業用機器等借上料35万7000円についてです。

これらは新規計上かと思っておりますけれども、説明をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） まず、44ページの介護保険推進に要する経費のうちの委託料の介護保険事業計画策定委託料237万6000円についてです。

第9期介護保険事業計画の策定に係るものですが、令和4年度と5年度の2か年で計画をつくりたいと思っております。4年度は、高齢者65歳の方、また、要介護認定などを受けている方に対し、困り事も含めて、アンケート調査をしています。基本的なものについては国のものがあるのですが、浜中町独自でも配食サービスを平成30年からやっていますので、そういったものを知っているかなどをお聞きしております。あるいは、買物はどのように行っていますか、自分で歩いていますか、送迎がありますかなどについても細かく聞いております。

なお、成果品が今月に出来上がるのですが、3月にそのアンケートの結果報告を策定委員会でやらせてもらう予定です。

また、国の介護保険計画において、これを必須条件として入れなければならないというものがあります。そのマニュアルみたいなものが8月ぐらいに出てくるのですが、それに加え、浜中町で今までやってきた3年間の振り返り、また、要介護が増えているのか、減っているのかなどを組み込んだものを概要版のようなものとしてつくって、10月ぐらいに委員会を再度開催しようと考えております。

そして、それを整理した上で、6年度、7年度、8年度の3年でどのくらい要介護者が増えるか、どういうサービスが増えていくか、今回、施設関係については3月補正をさせてもらいましたが、そのようなものも含めて検討する予定です。

総体的には要介護の人はそんなに増えていないのですが、重度化しているということがありますので、もしかすると施設入所が少し多くなる可能性はあるのかなと考えております。これにはコロナの影響もあるかもしれませんが、そのようなことを調整しながらとなります。単純に前3年度分の給付費が見られないものですから、困り事を含めて皆さんの意見を聞くアンケート調査の結果を見て、施策に盛り込めるものがあるかを

考えたいと思っております。

そして、介護度別の人数と1号保険者数を見込みながら、給付費と併せて介護保険料を決定します。その中には財政調整基金もありまして、それを活用して少し圧縮できないかなども決めていきます。一般的には給付費が増えています。1人当たりの負担は少し増える可能性はあるのですけれども、財政調整基金の活用も含め、計画に組み込み、2月ぐらいに最後の策定委員会をやって、3月末までにつくり上げ、公表となります。

ただ、3月には先ほど言いました保険料の改定もありまして、来年3月には保険料の改定となります。しない場合はそのままということもありますけれども、それらを見込んで、条例について言うと保険料の改正となります。

このように、何が必要かなどについてはアンケートで皆さんから意見を聞いて、取り込めるもの、その可能性があるものを精査していきたいなと思っています。

なお、委員は、福祉関係や介護関係の方、町内の産業団体の女性部の会長、民生委員などのほか、町からの職員が入り、13名くらいで、そうした方々の意見をお聞きします。前回の第8期計画は、コロナ禍でしたので、書面会議での作成でした。しかし、今回は集まって具体的な中身を説明したいと考えております。3月24日に1回目をやる予定になっておりますけれども、アンケート結果をはじめ、趣旨や浜中町の介護の置かれている状況を説明し、5年度中に策定したいと考えております。

次に、事務用機器、パソコンについてです。

これも先ほどの国保と同じですが、パソコン更新となります。これは給付関係、請求関係、また、介護の資格がないのに間違っていたなど、そのようなことも含めてデータ化されているのですが、国保連合会との電算処理の基幹システムで使っている業務用端末となります。これについても5年に1回ということですし、これも安価でできていると考えております。

次に、50ページの介護予防事業に要する経費のうちの需用費の修繕料についてです。

今回は車検がたまたま2台分なのです。包括支援係には2台の車があるのですけれども、2台とも同じ年ということ。役務費のほうもそうですけれども、修繕料が17万7000円増えていますし、保険料と車検諸費が増えているのはそうしたことが原因です。

次に、その下の新規の分の使用料及び賃借料です。

システム使用料について、今まで介護保険の関係の法律の本などが加除式だったのですけれども、今回は介護保険さがせるnetということで、そこの会社で改正や政令などを簡単に検索できるようになりますし、独自の情報も来ます。また、ペーパーレスともなります。

実際に計算をしたのですけれども、システムを入れたほうが安く、これで2万6400円です。台本を使うよりは安いという結論でこれを入れることにしました。

次に、Zoomのライセンス契約3万9300円についてです。

コロナ禍でケア会議や認定調査などで直接行ったり面談して会議を開いたりすることが

できませんでした。また、情報を共有する中では書面だけだとちょっと分かりづらいところもありますので、社協や野いちご、各居宅介護支援事業所とZ o o mで会議をやることを考えております。

なお、認定調査は、実質、電話などでやっていたのですけれども、画面で見たりしながら利用者の調査ができれば一石二鳥かなと考えておりまして、コロナ禍対応でライセンスの分を入れているということです。

次に、事業用機器等借上料35万7000円についてです。

介護予防事業でわっはっはや体操や運動をやっているとして、今年度は第一興商の介護予防でカラオケと体操ということで春と秋に2回やっているのですけれども、結構評判がよく、それを通年化しようかなと考えております。

そして、カラオケ機器関係ですけれども、これだけではなく、一般的な介護予防の教室にも活用したいなということで、月2万7000円の消費税の12か月分で35万6400円を計上させていただいております。

○議長（波岡玄智君） 田甫哲郎君。

○2番（田甫哲朗君） 大変詳しい説明をありがとうございました。

多分、取り越し苦労だとは思いますが、前回の事業計画の中で誰が介護されていますかというような項目があり、多くは配偶者もしくは子どもということでありまして、孫はゼロでありました。

最近よく耳にするヤングケアラーという言葉がございすけれども、実際に本町で介護のために子どもの時間が割かれているという事案はないのか、お尋ねします。

例えば、同居をされている場合、お母さんの手伝いだというような感覚でもお手伝いをする場面があったとしたらヤングケアラーなののでしょうか。定義として、例えば、1人で何時間もやらなければならないというようなものがあるとも思うので、単なる手伝い程度は当てはまらないと考えていいのかなと思うのですけれども、現実には、浜中町の中にほんのお手伝いでもやっているというような事案があるのかどうか、分かれば教えてください。

取りあえず、その計画の中では孫が介護に当たっているという事案はなかったわけですが、答弁をいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） このたびのアンケートでもそのような項目はあるのですけれども、ヤングケアラーに該当するかどうかですね。それに、孫と言いましても成人をしている方もおられると思います。一般的には、80歳代の方の孫ですと20歳を過ぎているケースもあるかなと思うのですけれども、配偶者やお子さんが多いで、孫が一部あるぐらいの感じです。

また、相談事として、お父さんやお母さんがおらず、20代や30代の若い方が見ているといいますか、同居しているというケースは地域包括支援センターに来ていますし、必要なサービスをどうするかはケアマネとなります。ただ、地域包括支援センターに一度来

てから、こういう支援がありますよとなります。

見えないものについてはちょっと分からないですけれども、浜中町の場合、全体的に見守りができていまして、担当としてはそうしたケースは把握していないといえますか、いないのかなと思っております。

ケアマネなり地域の方々を含め、見守りネットワークなどの会議もありまして、民生委員も含めて情報をもらい、そうした方がいた場合は必要な支援をするという対応になると思います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。
これから議案第27号の討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第27号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号 令和5年度浜中診療所特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第6、議案第28号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第28号令和5年度浜中診療所特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4012万1000円に定め、前年度当初より23.72%、6521万5000円の増額となっております。

予算の主な内容を申し上げます。

歳出についてです。

1款では総務費浜中診療所管理に要する経費で光熱水費等維持管理経費8086万1000円、浜中診療所運営に要する経費で医師、看護師等職員の人件費や派遣医師への医師謝金など診療所運営経費2億1329万5000円を計上、2款医業費では医業に要する経費で医薬材料費、臨床検査委託料など2919万5000円、入院患者等寝具に要する経費で消耗品費及び入院患者寝具賃借料120万6000円、入院患者等給食に要する経

費で入院患者の給食に要する経費349万2000円を計上、3款公債費では地方裁償還元金1162万7000円、地方債償還利子24万5000円を計上しております。

一方、歳入についてです。

1款診療収入では入院収入で3731万5000円、外来収入4416万9000円、その他診療収入371万6000円で、8520万円を計上、2款使用料及び手数料では予防接種料などで1005万6000円、3款国庫支出金では医療施設等整備事業補助で2390万2000円を計上、4款繰入金では、収支の均衡を図るため、一般会計繰入金で1億6353万4000円を計上、7款町債では過疎地域持続的発展特別事業債などで5670万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては浜中診療所事務長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 予算書62ページをお開きください。

初めに、議案番号には28号、提出日には8日とご記入願います。

議案第28号令和5年度浜中診療所特別会計予算について補足説明を申し上げます。

令和5年度浜中診療所特別会計の予算は、第1条では歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4012万1000円に定めようとする、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものとしております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債によるものとしております。

63ページと64ページの第1表歳入歳出予算、65ページの第2表地方債、66ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、73ページの歳出よりご説明を申し上げます。

歳出についてです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億9415万6000円は5619万7000円の増、74ページですが、浜中診療所管理に要する経費は、事業名を一部変更し、8086万1000円は6097万8000円の増、10節需用費光熱水費は、電気代高騰によるもので、635万7000円の増で1570万6000円、14節工事請負費浜中診療所改修工事は議案関係資料41ページの107番の浜中診療所消火設備整備工事5720万円で皆増、浜中診療所運営に要する経費2億1329万5000円は478万1000円の減、1節報酬は、会計年度任用職員報酬として、事務職員等10名分、21万円の減で、1591万8000円、2節給料は、医師1名、一般職15名のほか、会計年度任用職員として施設管理人及び看護補助員4名分など59万5000円の減で、7974万2000円、76ページですが、3節職員手当等は、医師、一般職及び会計年度任用職員各種手当のほか、会計年度任用職員期末手当など44万円の減で、5405万500

0円、78ページですが、7節報償費は、北大医師東北海道医師派遣に要する謝金など171万円の減で、1401万円、80ページですが、13節使用料及び賃借料医師住宅借上料は、議案関係資料108番の医師住宅借上料237万5000円で、皆増、18節負担金、補助及び交付金は、退職手当組合負担金など91万2000円の減で、1426万2000円となります。

2款1項1目医業費2919万5000円は、医業に要する経費で、910万5000円の増、10節需用費は、消耗品費ほか106万7000円の増で、1630万6000円、82ページですが、17節備品購入費医療機器購入は、議案関係資料109番の内視鏡システム購入など859万8000円の増で、881万7000円、2目寝具費120万6000円は、入院患者等寝具に要する経費で、9万円の増、3目給食費349万2000円は、入院患者等給食に要する経費で、前年同額となります。

3款1項公債費1目元金1162万7000円は18万7000円の減、2目利子24万5000円は1万円の増となります。

83ページをお開きください。

4款1項1目予備費20万円は、科目設定となります。

85ページから90ページの給与明細書、91ページから92ページの債務負担行為の支出予定額等に関する調書、93ページの地方債の残高見込みに関する調書については説明を省略させていただきます。

次に、67ページにお戻りください。

歳入についてです。

1款診療収入1項入院収入1目国民健康保険診療報酬収入145万2000円は96万8000円の増、2目社会保険診療報酬収入205万6000円は51万4000円の減、3目後期高齢者診療報酬収入3009万6000円は、158万4000円の減、4目一部負担金収入342万8000円は16万4000円の増、5目その他診療報酬収入28万3000円は1万1000円の増となります。

2項外来収入1目国民健康保険診療報酬収入1069万9000円は13万5000円の増、2目社会保険診療報酬収入681万9000円は15万1000円の減、3目後期高齢者診療報酬収入1849万7000円は67万1000円の減、4目一部負担金収入785万7000円は70万2000円の減、5目その他診療報酬収入29万7000円は7万6000円の増となります。

3項その他の診療報酬収入1目諸検査等収入371万6000円は、6万7000円の減となります。

2款使用料及び手数料1項1目使用料909万6000円は、840万3000円の減となります。

69ページをお開きください。

2項1目手数料96万円は、前年同額となります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目診療所費国庫補助金 2 3 9 0 万 2 0 0 0 円は、皆増となります。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 6 3 5 3 万 4 0 0 0 円は、1 2 3 5 万 2 0 0 0 円の増となります。

5 款 1 項 1 目繰入金 1 万円は、科目設定となります。

6 款諸収入 1 項 1 目雑入 7 1 万 9 0 0 0 円は、1 0 0 0 円の減となります。

7 款 1 項町債 1 目総務債 5 6 7 0 万円は、3 9 7 0 万円の増となります。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第 2 8 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 1 番川村義春議員。

○1 番（川村義春君） 7 4 ページの浜中診療所管理に要する経費のうちの工事請負費の浜中診療所改修工事についてです。

パッケージ型の消火設備、整備工事とスプリンクラー設置という内容ですけれども、具体的にどういう規模のものを何か所に設置するのでしょうか。例えば、1 階に 2 基、2 階に 2 基など、病室があるわけですが、そのようなところにつけるのか、設置箇所についての説明をお願いしたいと思います。また、消火設備についてもどこにどういったものを置くのか、お知らせをいただきたいと思います。

次に、8 0 ページの浜中診療所運営に要する経費の 1 3 節使用料及び賃借料の医師住宅借上料についてです。

医師住宅借上料は月額 4 7 万 5 0 0 0 円の 5 か月分、2 3 7 万 5 0 0 0 円というのは初めての予算づけだと思います。これについては、昨年、プロポーザル方式によって医師住宅を建設するとなりました。そして、建設したものは建築主の財産になるということでもあります。その家賃を払うため、町としては医師住宅借上料を計上したということになると思うのですが、そういう考え方でいいのでしょうか。

そして、プロポーザル方式の経過についてです。それがなかなか見えてこないのですが、この際ですから経過等を説明していただければと思います。どうしてこの建物ができて、プロポーザル方式でやった場合にはこうなるのだということが町民も分かるよう、説明をしていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 7 4 ページの工事請負費の浜中診療所改修工事についてご説明申し上げます。

こちらにつきましてはパッケージ型自動消火設備工事ということでして、規模は診療所全体になります。天井のスプリンクラーの噴射口にノズルがつきます。個数までは押さえていなかったのですが、申し上げられませんが、全室につくということでご理解をお願いいた

します。

こちらは、令和4年度に実施設計をして、新年度から工事に至るのですが、火災時には圧縮した消火剤を放射口から噴射します。この構造を簡単にご説明いたしますと、1階に大きな消火剤が入ったタンクみたいなものを設置いたします。そこから各部屋の隅々まで配管を巡らせ、必要箇所に設置した感知器が火災を感知したときには噴射されるという仕組みです。

ちなみに、消火剤につきましては水の約4倍の消化能力があるものです。

なお、既存の建物に後から配管を取り付けることとなりますので、診療所内で露出配管みたいなものが見られるのですが、病室や診察室などでは患者に配慮し、隠したような感じで設置したいと考えております。

次に、議案書の80ページの13節使用料及び賃借料の医師住宅借上料についてです。

まずは、12月定例会の債務負担行為の後の経過についてご説明をしたいと思います。

医師住宅の実施要領等を町のホームページと掲示板で公告し、自治会配付の防災無線を活用して周知を図りました。プロポーザルの応募表明提出期限は年が明けて1月13日としておりましたが、1者から参加表明がございました。そこは要領に定める参加要件を全て満たしていたことから、提案書提出を求め、2月28日に提案書を受け取っております。そして、3月3日金曜日に企業による提案書の説明会等審査委員会を実施いたしております。

提案書説明後に建築法や維持管理について審査委員から質問がありましたが、企業側はその場で回答し、課題を残すことなく終了しております。

その提案書説明の後すぐに審査会を行い、審査、採点を行い、審査委員会全員の承諾を得て、代表企業の有限会社エーシーフリープラン、構成企業の赤石建設株式会社エーシーフリープラングループが浜中診療所の借上医師住宅事業を受託するに至りました。

価格は、診療所の医師住宅と派遣医師住宅を合わせて合計金額が月額47万2000円です。先ほど議員がおっしゃられたとおり、債務負担行為の47万5000円の範囲内であることから、3月6日に契約の締結に至っております。

今後は、実施要領に従い、10月までを目指し、建設に当たっていただくことになっております。

次に、ここに出ている金額が家賃の合計なのかということについてです。

まだ契約前の段階であり、債務負担行為の47万5000円については、4月から建築が始まり、10月までの建築予定となっております。そして、11月から家賃収入が発生するのですが、5か月分を掛けた金額が237万5000円となっていることをご理解いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫哲朗議員。

○2番（田甫哲朗君） まずは、74ページの委託料の施設管理清掃委託料516万6000円についてです。

前年度から見ると10万円ちょっとくらい安くなっています。いつからでしたか、土足を解禁し、住民が靴を脱がないで1階の診察室からトイレから行けるようにしております。土足で入ることによって清掃費もかきむのかなと思っていたのですが、そうでもないのか、その説明をお願いします。

また、そういう話を聞くかどうかは分かりませんが、自分としては便利だと感じています。患者からそんな声を聞かれているのか、説明をいただければと思います。

次に、その下のスプリンクラーについてです。

入院患者がいる中でこの工事が行われるのだらうと思うのですが、例えば、病室をやる場合、患者への対応というのはどうなるのでしょうか。また、水かなと思っていたら、水ではなく、消火剤が出てくるということでした。その消火剤というものは吸い込んでも人体に全く影響のないものなのでしょうけれども、そういう懸念がありますので、併せて答弁をいただければと思います。

次に、80ページの医業に要する経費のうちの修繕料111万7000円についてです。この内訳をお願いします。

次に、81ページの機器等保守管理委託料20万円についてです。

前年度までは機械設備保守委託料48万4000円、それに手数料として14万1000円であったのですが、それらを合算しても20万円で収まってしまうというにはどういうからくりがあるのか、疑問に思っていたので、説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） まずは、議案書74ページの委託料の施設管理清掃委託料について回答を申し上げます。

こちらにつきましては、議員がおっしゃったとおり、診療所内の土足を解禁しました。しかし、通常的な日常の清掃業務の中で土足処理はできているのかなと思っています。今回安くなった要因は、床材に対してワックスがけを行っていたのですが、その経費が不要となったことによる減額となります。

土足を解禁することによって皆さんはスムーズに上がれるようになってよかったという話は私も聞いております。設置した当初は玄関先で靴を脱いで上がってくる方もいたのですが、もう定着しましたので、今後もこの状態でいけるのかなと思っています。

次に、工事請負費の浜中診療所改修工事についてです。

入院患者の状況ですが、現時点で6名です。ただ、10人を超えたとしても、患者部屋がありますので、右に左に移動していただきながらの建設を考えております。こちらにつきましては看護部門ともうまく調整してやれると想定しており、支障なくいけると考えています。

次に、消火剤についてです。

今、成分表を持ってきていませんが、業務委託をかけた段階で人体に対しても安全である旨を確認しております。

次に、80ページの医業に要する経費のうちの修繕料についてです。

昨年、防衛調整交付金で導入しました超音波画像診断装置を電子カルテシステムに接続するための経費として55万円を計上させていただいております。そして、血液検査をするために血球計数器というものも防衛調整交付金で購入しているのですが、こちらの血液データについても電子カルテの取り込みが可能ということで、その接続費用として51万7000円を計上しております。それから、突発的に発生した修理に対応するための修繕費として5万円を見ております。

最後に、82ページの委託料の機器等保守管理委託料についてです。

こちらにつきましては、議員がおっしゃったとおり、今年度に見ていたもので科目が動いたものもありますし、隔年で実施している床暖房機器の蓄熱暖房機などの点検が新年度はないということで減額になっております。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 令和5年度浜中町水道事業会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第7、議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第29号令和5年度浜中町水道事業会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条収益的収入及び支出の予算総額は、収入支出それぞれ1億9175万3000円としております。

収益的収入では、1款水道事業収益1項営業収益は、給水収益など、1億2749万4000円、2項営業外収益は、他会計補助金、長期前受金戻入益など、6425万9000円を計上しております。

収益的支出では、2款水道事業費用1項営業費用1億7575万7000円は、施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用1299万6000円は、企業債利息と消費税及び地方消費税など、4項予備費は300万円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、3款資本的収入1項企業債は、排水施設耐震化事業に伴う企業債として2億1960万円を計上、2項補助金は6413万2000円、4項工事負担金は355万5000円を計上しております。

資本的支出では、4款資本的支出1項建設改良費は水道メーター機更新工事、第3号配水池耐震補強工事、霧多布配水本管耐震化更新工事実施設計委託業務、霧多布配水池耐震詳細診断委託業務などで2億9852万3000円を計上しており、2項企業債償還金は3335万3000円の計上となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4458万9000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

以上、提案理由をご説明しましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） それでは、予算書94ページをお開きください。

議案番号には29号、次のページの提出日には8日とご記入願います。

令和5年度浜中町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

第1条では、令和5年度浜中町の水道事業会計の予算は次に定めるところによるとしております。

第2条は業務の予定量であり、給水戸数2153戸、年間給水量47万9000立米、1日平均給水量1312立米、主な建設改良事業は予算説明資料で後ほど説明させていただきます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入ですが、第1款水道事業収益は1億9175万3000円、第1項営業収益1億2749万4000円、第2項営業外収益6425万9000円、支出ですが、第2款水道事業費用は1億9175万3000円、第1項営業費用1億7575万7000円、第2項営業外費用1299万6000円、第4項予備費300万円となります。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4458万9000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、収入ですが、第3款資本的収入は2億8728万7000円、第1項企業債2億1960万円、第2項補助金6413万2000円、第4項工事負担金355万5000円、支出ですが、第4款資本的支出は3億3187万6000円、第1項建設改良費2億9852万3000円、第2項企業債償還金3335万3000円としております。

95ページをお開きください。

第5条は継続費で、令和5年度から2か年で実施する予定であります第3号配水池耐震

補強工事の総額を5億4126万8000円とし、令和5年度分を2億6152万9000円、2か年目を2億7973万9000円と定めようとするものであります。

詳細は、105ページの継続費に関する調書に記載のとおりであります。

第6条では、令和5年度に実施予定であります排水施設耐震化事業として浜中に設置されております第3号配水池の耐震補強工事、霧多布配水池基幹管路である霧多布配水本管の耐震化更新工事実施設計委託業務、霧多布配水池の耐震詳細診断委託業務の三つの事業における企業債の限度額を総額2億1960万円に定めようとするものであります。

第7条では、一時借入金限度額を2億1960万円に定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費4918万8000円、第9条では、他会計からの補助金、一般会計からの補助を受ける金額は5352万7000円とし、第10条では、たな卸資産購入限度額は2000万円に定めようとするものであります。

97ページをお開きください。

令和5年度予算実施計画の内訳につきましては111ページ以降の予算説明資料で説明させていただきますので、省略させていただきます。

99ページをお開きください。

令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は5296万円の増加、2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は2億3083万6000円の減少、3の財務活動によるキャッシュ・フロー合計は1億8624万7000円の増加、全てのキャッシュ・フローの合計で837万1000円の増加となり、令和5年度資金期首残高1億3619万円と合わせ、令和5年度資金期末残高は1億4456万1000円となる見込みでございます。

次の100ページから104ページの給与費明細書については、支給基準が一般会計職員と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

ページを飛びまして、108ページをお開きください。

令和4年度予定損益計算書について説明をいたします。

こちらは、令和4年度決算見込みの数字でございます。

営業収益では、給水収益とその他の営業収益の合計は1億1538万4000円、営業費用の合計は1億8466万8000円となり、営業の収支は6928万4000円の損失となります。営業外収益の合計は8096万円、営業外費用の合計は844万4000円となり、営業外の収支は7251万6000円の利益となります。この結果、令和4年度の収支については、323万2000円が当年度純利益の予定額となり、未処分利益剰余金は1323万2000円となる見込みであります。

109ページをお開きください。

令和4年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちら、令和4年度決算見込みの数字でございます。

資産の部では、有形固定資産合計は13億3910万7000円、無形固定資産は14

1 万円で、固定資産の合計は 1 3 億 4 0 5 1 万 7 0 0 0 円、流動資産合計は 1 億 5 0 1 7 万 3 0 0 0 円で、資産合計は 1 4 億 9 0 6 9 万円となります。

1 1 0 ページをお開きください。

負債の部では、固定負債合計は 8 億 5 3 4 1 万 3 0 0 0 円、流動負債合計は 3 7 1 3 万円、繰延収益合計は 1 億 9 2 8 3 万 2 0 0 0 円で、負債合計は 1 0 億 8 3 3 7 万 5 0 0 0 円となります。

資本の部では、資本金合計は 3 億 3 5 4 8 万 5 0 0 0 円、剰余金合計は 7 1 8 3 万円で、資本合計は 4 億 7 3 1 万 5 0 0 0 円となります。

負債資本合計は 1 4 億 9 0 6 9 万円となり、資産合計と同額となります。

ページを戻りまして、1 0 6 ページをお開きください。

令和 5 年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和 5 年度決算見込みの数字でございます。

資産の部では、有形固定資産合計は 1 5 億 4 8 7 0 万 2 0 0 0 円、無形固定資産は 1 4 1 万円で、固定資産合計は 1 5 億 5 0 1 1 万 2 0 0 0 円、流動資産合計は 1 億 6 3 2 6 万 1 0 0 0 円で、資産合計は 1 7 億 1 3 3 7 万 3 0 0 0 円となります。

1 0 7 ページをお開きください。

負債の部では、固定負債合計は 1 0 億 3 5 5 4 万 9 0 0 0 円、流動負債合計は 4 3 9 0 万 6 0 0 0 円、繰延収益合計は 2 億 1 0 1 7 万円で、負債合計は 1 2 億 8 9 6 2 万 5 0 0 0 円となります。

資本の部では、資本金合計は 3 億 4 5 4 8 万 5 0 0 0 円、剰余金合計は 7 8 2 6 万 3 0 0 0 円で、資本合計は 4 億 2 3 7 4 万 8 0 0 0 円となります。

負債資本合計は 1 7 億 1 3 3 7 万 3 0 0 0 円となり、資産合計と同額となります。

1 1 1 ページをお開きください。

令和 5 年度予算説明資料について説明いたします。

節については簡略化して説明をさせていただきたいと思っております。

収益的収入についてです。

1 款水道事業収益 1 億 9 1 7 5 万 3 0 0 0 円は 1 6 2 0 万 4 0 0 0 円の減、1 項営業収益 1 億 2 7 4 9 万 4 0 0 0 円は、1 目給水収益として 5 7 万 1 0 0 0 円の増、2 項営業外収益 6 4 2 5 万 9 0 0 0 円は 1 6 7 7 万 5 0 0 0 円の減、2 目他会計補助金 5 3 5 2 万 7 0 0 0 円は 1 4 5 7 万 6 0 0 0 円の減、3 目長期前受金戻入益 1 0 6 8 万 1 0 0 0 円は 2 0 6 万 8 0 0 0 円の減となります。

1 1 2 ページをお開きください。

収益的支出についてです。

2 款水道事業費用 1 億 9 1 7 5 万 3 0 0 0 円は 1 6 2 0 万 4 0 0 0 円の減、1 項営業費用 1 億 7 5 7 5 万 7 0 0 0 円は 1 7 2 5 万 6 0 0 0 円の減、1 目浄水及び排水費 6 1 4 4 万 9 0 0 0 円は 9 4 9 万 7 0 0 0 円の減、燃料費 2 3 9 万 9 0 0 0 円は 3 6 万 5 0 0 0 円

の増で燃料費高騰によるもの、通信運搬費243万8000円は、10万7000円の増で、西円朱別浄水場光回線開通による使用料増によるもの、委託料1315万3000円は、936万3000円の減で、水道施設業務委託料、霧多布配水池ロボット清掃委託業務などによるもの、修繕費901万円は、495万7000円の減で、水道施設修繕費などによるもの、動力費1260万円は、208万8000円の増で、電気料高騰によるもの、薬品費1841万2000円は、173万5000円の増で、単価上昇によるもの、使用料51万円は、49万5000円の増で、管路台帳システム使用料によるもの、113ページですが、2目総係費5677万1000円は774万3000円の減、給料2324万2000円は10万7000円の増、手当1112万3000円は30万4000円の増、法定福利費1138万1000円は11万4000円の減、委託料437万8000円は、412万5000円の減で、水道事業会計、消費税確定申告業務委託料などによるもの、負担金22万1000円は、380万8000円の減で、北海道自治体情報システム協議会負担金などによるもの、114ページですが、3目減価償却費5674万4000円は、19万2000円の増で、構築物の減、機械及び装置の増、4目資産減耗費79万3000円は、20万8000円の減で、主に水道メーター器の減耗となります。

2項営業外費用1299万6000円は105万2000円の増、1目支払利息及び企業債取扱諸費932万7000円は、89万3000円の増で、企業債償還利息と予定している建設改良費の一時借入金利息によるものとなります。

115ページをお開きください。

資本的収入についてです。

3款資本的収入2億8728万7000円は2億2906万7000円の増、1項1目企業債2億1960万円は、1億6600万円の増で、予算第5条で説明のとおり、事業の財源として起債を予定しているもので建設改良費の財源の一部となります。

2項1目補助金6413万2000円は、生活基盤施設耐震化等補助金の対象事業である第3号配水池耐震補強工事と霧多布配水本管耐震化更新工事実施設計委託業務の補助金予定額であります。

4項1目工事負担金355万5000円は、173万1000円の増で、水道メーター器更新個数増に伴う下水道事業負担金増によるものとなります。

資本的支出についてです。

4款資本的支出3億3187万6000円は2億3415万1000円の増、1項建設改良費2億9852万3000円は2億3530万4000円の増、1目メーター費1308万3000円は、670万円の増で、水道メーター器更新件数増によるもの、2目配水施設費2億8389万5000円は、2億3715万6000円の増で、第3号配水池耐震補強工事令和5年度分予定額2億6152万9000円、霧多布配水本管耐震化更新工事実施設計委託業務1100万円、霧多布配水池耐震詳細診断委託業務が1136万6000円、5目工具器具及び備品154万5000円は災害時の対応として必要な応急給

水用の給水栓セット、管路の図面等を保管する棚の購入費用となります。

2項1目企業債償還金3335万3000円は、115万3000円の減となります。

今後の企業債償還計画につきましては、議案関係資料の61ページの資料20をご参照ください。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第29号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） 1点、質問をさせていただきます。

108ページの損益計算書の営業収益の給水収益についてです。

今年2月に水道事業会計の水道事業経営審議会から答申が出され、令和6年度以降の料金改定が示されております。それを読みますと、一般家事用で極端に使用量が少ない場合における基本料金の見直し、いわゆる負担の公平性に一定の配慮をしているというような内容になっていたかと思えます。

一方で、その答申の中では、料金改定については5年に1度程度の見直しを検討すべきと書かれております。これは原課が出されたシミュレーションになるかもしれませんが、6年度以降の収支というのは19年度まで料金改定しないとするものなのかなと思います。それとも、5年に1回、料金の見直しをするということで出されたシミュレーションなのか、そのことだけをお答えをいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

審議会の中で示しております令和6年度以降、令和19年度までの水道事業の収支のシミュレーションですが、給水収益に関しては、料金アップということで案として出すものですが、水道事業で10%程度という数字でもって計算されておまして、6年度以降のものはそれを加味しております。

5年ごとにさらなる検討審議をしないという理由ですが、いろいろな助成がございます。事業としては施設や管路の更新事業があり、令和19年度まで金額としては上がっておりまして、そのシミュレーションにも入っておりますけれども、それ以外に、突発的なものとして、仮に災害などで建設改良費が増大するような事故があった場合というのはそこで検討しなくてはなりません。そういったことも踏まえ、5年ごとに審議会を開催し、検討していくこととなります。

○議長（波岡玄智君） 9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） 今のお答えですと、一定のものを想定した中で令和19年度までのシミュレーションを描いていて、それ以外に突発的なことが生じた場合はその時点で対応を考えるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号 令和4年度浜中町下水道事業会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第8、議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第30号令和5年度浜中町下水道事業会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条収益的収入及び支出の総額は、収入支出それぞれ4億520万8000円としております。

収益的収入についてです。

1款下水道事業収益1項営業収益は使用料6262万4000円、2項営業外収益は他会計補助金、長期前受金戻入益など3億4258万4000円となります。

収益的支出についてです。

2款下水道事業費用1項営業費用3億7161万5000円は施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用2913万3000円は企業債利息等消費税及び地方消費税など、3項特別損失396万円は令和4年度分の賞与及び法定福利費の引当金と消費税及び地方消費税を計上、4項予備費は50万円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出です。

資本的収入についてです。

3款資本的収入1項企業債は漁業集落排水施設機能保全工事及び資本費平準化に伴う下

水道事業債として6530万円、3項他会計補助金は2270万8000円、5項国庫補助金は2010万円、6項受益者分担金は220万7000円となります。

資本的支出についてです。

4款資本的支出1項建設改良費は漁業集落排水施設機能保全工事、浜中町下水道ストックマネジメント修繕改築計画策定委託業務で4940万円を計上、3項企業債償還金は1億5915万9000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9824万4000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

次に、予算第4条の2特例的収入及び支出ですが、令和4年度特別会計の未収金245万2000円及び未払金715万2000円を令和5年度に属する債権及び債務として計上しております。

以上、提案理由をご説明しましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 予算書116ページをお開きください。

議案番号には30号、118ページの提出月日には8日とご記入願います。

令和5年度浜中町下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

第1条では、令和5年度浜中町の下水道事業会計の予算は次に定めるところによるとしております。

第2条は業務の予定量であり、1の特定環境保全公共下水道の接続戸数916戸、年間配水量は19万立米、1日平均排出量520立米、2の農業集落排水事業の接続戸数517戸、年間配水量8万立米、1日平均配水量219立米、3の漁業集落排水事業の接続戸数139戸、年間配水量3万立米、1日平均配水量82立米、各事業の主な建設改良事業は予算説明資料で後ほど説明させていただきます。

第3条では収益的収入及び資本支出の予定額を定めており、営業費用中負担金151万3000円の財源に充てるため、企業債150万円を借り入れるものとし、収入ですが、第1款下水道事業収益4億520万8000円、第1項営業収益6262万4000円、第2項営業外収益3億4258万4000円、支出ですが、第2款下水道事業費用4億520万8000円、第1項営業費用3億7161万5000円、第2項営業外費用2913万3000円、第3項特別損失396万円、第4項予備費50万円を計上しております。

117ページをお開きください。

第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9824万4000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、収入ですが、第3款資本的収入1億1031万5000円とし、第1項企業債6530万円、第3項他会計補助金2270万8000円、第5項国庫補助金2010万円、第6項受益者分担金220万7000円を計上、支出ですが、第4款資本的支出は2億855万

9000円とし、第1項建設改良費4940万円、第3項企業債償還金1億5915万9000円を計上しております。

第4条の2では特例的収入及び支出の予定額を定めており、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の予定額を定めており、未収金245万2000円、未払金715万2000円を計上しております。

第5条は企業債で、公営企業会計システムに係る費用に充てるものとして公営企業会計適用債150万円、資本費平準化債として特定環境保全公共下水道事業5360万円及び農業集落排水事業310万円、令和5年度に実施予定であります漁業集落排水施設機能保全工事で860万円、これらの事業における企業債の限度額を総額6680万円に定めようとするものであります。

118ページをお開きください。

第6条では一時借入金限度額を6680万円に定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1400万円を計上、第8条では他会計からの補助金、一般会計からの補助を受ける金額は2億3218万9000円に定めようとするものであります。

120ページをお開きください。

令和5年度予算実施計画の内訳につきましては131ページ以降の予算説明資料で説明させていただきますので、省略させていただきます。

122ページをお開きください。

令和5年度を予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は1億1090万3000円の増加、2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は438万5000円の減少、3の財務活動によるキャッシュ・フロー合計は9385万9000円の減少、全てのキャッシュ・フロー合計で1265万9000円の増加となり、令和5年度資金期首残高1318万7000円と合わせ、令和5年度資金期末残高は2584万6000円となる見込みでございます。

次の123ページから126ページの職員給与費明細書については、地方公営企業法適用初年度のため、本年度の欄のみ記載しております。また、支給基準は一般会計職員と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

127ページをお開きください。

令和5年度予定開始貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和4年度決算見込みの数字でございます。

資産の部では、有形固定資産合計は68億4637万7000円、無形固定資産は14万4000円で、固定資産合計は68億4652万1000円、流動資産合計は1563万9000円で、資産合計は68億6216万円となります。

128ページをお開きください。

負債の部では、固定負債合計は14億9515万3000円、流動資産合計は1億6631万1000円、繰延収益合計は38億162万8000円で、負債合計は54億6309万2000円となります。

資本の部では、資本合計は13億9906万8000円、負債資本合計は68億6216万円となり、資産合計と同額となります。

129ページをお開きください。

令和5年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和5年度決算見込みの数字でございます。

資産の部では、有形固定資産合計は66億5523万4000円、無形固定資産は14万4000円で、固定資産の合計は66億5537万8000円、流動資産合計は3754万3000円で、資産合計は66億9292万1000円となります。

130ページをお開きください。

負債の部では、固定負債合計は14億405万4000円。流動性合計は1億6458万8000円、繰延収益合計は37億1504万円で、負債合計は52億8368万2000円となります。

資本の部では、資本金合計は13億9906万8000円、剰余金合計は1017万1000円で、資本合計は14億923万9000円、負債資本合計は66億9292万1000円となり、資産合計と同額となります。

131ページをお開きください。

令和5年度予算説明資料について説明いたします。

令和5年度より公営企業会計予算となるため、前年度予定額が0円となっておりますが、令和4年度特別会計当初予算との比較、参考とさせていただくため、議案関係資料の62ページから66ページの資料21を参考としてください。

節については簡略化して説明をさせていただきたいと思っております。

収益的収入についてです。

1款下水道事業収益4億520万8000円、1項営業収益1目使用料6262万4000円は公共下水道使用料ほか、2項営業外収益3億4258万4000円、2目他会計補助金2億948万1000円、4目長期前受金戻入益1億3160万3000円を計上、7目公営企業会計適用債150万円は公営企業会計システム保守及び使用料に充てるものとなります。

132ページをお開きください。

収益的支出についてです。

2款下水道事業費は4億520万8000円を計上、1項営業費用3億7161万5000円、1目管渠費2932万8000円を計上し、主な費用としては、通信運搬費86万円は電話回線使用料、委託料102万3000円は下水道台帳の電算化委託業務によるもの、手数料625万5000円は管渠清掃手数料、修繕料997万9000円はマンホ

ールポンプ所管渠施設の修繕料、動力費1003万2000円はマンホールポンプ所の電気使用料、2目処理場費8790万4000円を計上し、主な費用としては、通信運搬費78万2000円は電話回線使用料、委託料5559万6000円はクリーンセンターの運転管理委託料など、修繕料405万1000円はクリーンセンターの修繕料、動力1787万円は同センターの電気使用料、薬品費313万6000円は同センターの使用する医薬品と試薬、保険料62万7000円は同センターの火災保険、3目総係費1823万1000円を計上し、主な費用としては、職員の給料644万2000円、手当340万7000円、職員2名分の費用、133ページですが、法定福利費311万4000円の主な費用として、旅費95万1000円は各事業の補助金申請業務及び会場などの参加費によるもの、負担金207万7000円は主に公営企業会計システム保守及び使用料、下水道受益者分担金システム使用料として北海道自治体情報システム協議会負担金171万1000円、4目減価償却費2億3605万2000円を計上し、主な費用としては、建物1707万4000円、構築物1億6500万5000円、機械及び装置5397万3000円、6目その他営業費用10万円を計上し、国庫補助金の返還見込み額となります。

134ページをお開きください。

2項営業外費用2913万3000円は、1目支払利息及び企業債取扱諸費2513万3000円、2目消費税及び地方消費税400万円は令和5年度分の消費税予定額となります。

3項特別損失3目その他特別損失396万円は、公営企業会計となることで新設された科目で、令和4年度分の賞与及び法定福利費の引当金、令和4年度分の消費税予定額について、特別会計では予算計上していないため、令和5年度予算計上するものとなります。

4項1目予備費は、50万円となります。

資本的収入についてです。

3款資本的収入1億1031万5000円、1項企業債1目建設改良企業債6530万円は、予算第5条で説明のとおり、事業の財源として記載を予定しているもので建設改良費の財源の一部となります。

135ページをお開きください。

3項1目他会計補助金2270万8000円は、資本的収支の赤字補填分として繰入れを予定するものとなります。

5項1目国庫補助金2010万円は、社会資本整備総合交付金事業である下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定委託業務及び漁村整備事業である漁業集落排水施設機能保全工事の補助金予定額となります。

6項1目受益者分担金は、220万7000円となります。

資本的支出についてです。

4款資本的支出2億855万9000円、1項建設改良費1目下水道事業整備費4940万円、工事請負費は各事業区域の公共ます新規設置工事920万円、漁業集落排水施設

機能保全工事1720万円で、合わせて2640万円、委託料は下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定委託業務2300万円となります。

3項1目企業債償還金は、1億5915万9000円となります。

136ページをお開きください。

注記表についてです。

セグメント情報に関する注記ということで、こちらのセグメント情報とは売上げ損益、その他の財務情報を事業の種類別によって区分し、開示する情報です。

(1) 報告セグメントの概要としまして、当会計は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の3事業を運営しており、事業区分、事業概要は表のとおりでございます。

(2) 報告セグメントごとの営業収益等ですが、こちらは3事業の令和5年度決算見込みの予定損益計算書及び予定貸借対照表の数値を簡略化して報告するものでございます。

3事業を合わせた合計では、営業収益5693万2000円、営業費用3億6025万2000円、営業損失マイナス3億332万円、経常利益1413万1000円、資産66億9292万1000円、負債52億8368万2000円、他会計補助金2億3218万9000円、減価償却費2億3605万2000円、特別損益マイナス396万円、固定資産増加額4490万9000円となります。

以上、補足説明をさせていただきましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第30号の質疑を行います。

収支一括して行います。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時35分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第30号の質疑を続けます。

これから議案第30号の質疑を行います。

収支一括して行います。

9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） 1点お尋ねをいたします。

131ページの営業収益であります。公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水を合わせて1572件で、これから得られる収入が6262万4000円ということで費用が非常に多くかかっているという状況になろうかと思えます。

下水道事業は公営企業会計に移行したということですが、今後、こういった収支の極端な差についてどのような検討が必要になってくるのかです。先ほどの水道事業会計においては令和6年度からの使用料の値上げが予定されておりましたよね。また、下水道

使用料は、当初、算定の根拠がどんなものであったのか、その当時、どういう根拠に基づいて下水道使用料を算定されたのか、そのときはそうであったかもしれませんが、今度、企業会計に移行することによって水道会計と同様の考え方にならざるを得ないのではないかと私は思うのです。

それを踏まえ、今後どういうふうに検討されるつもりか、お尋ねをしておきます。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、下水道使用料の当時の算定方法についてです。

事業当初から完了までのシミュレーションだと思うのですが、施設の維持管理費、いわゆる経常経費で均衡を図ったということであり、かかった経費を収入で補うといった計画で現在の使用料を算定しております。

次に、今後の収益に似合わない支出があるが、今後の健全経営はどうしていくのかというご質問についてです。

まず、収益が6200万円として、支出が営業費用として3億7000万円であり、なぜこんなに開くかですが、費用の中で一番大きなウエートを占めるのが減価償却費です。今年度も計上させてもらっていますが、2億3600万円といった莫大な減価償却費が毎年かかってきます。そして、資本的収支の関係で言えば、収入が6500万円、支出が2億8000万円で、なぜこんなに支出が多いかといいますと、企業債の償還金が1億6000万円程度ございまして、このように収入と支出が逆転しているのが現状でございます。

これは、公営企業化され、公営企業会計の予算計上の仕方で、収益的収支、資本的収支に分けて計上した場合に今回見えてきたものです。今までは一般会計を特別会計として収支が見えづらかったところです。

また、減価償却費の今後の見通しです。シミュレーションでは2億3000万円という数字ですが、令和11年度には2億円を切り、令和20年度には1億8000万円ということで、ちょっとずつ減っていきます。収支でいえばこれが費用として落ちてくるものです。

そして、資本的収支の企業債償還金です。こちらの今後の推移ですが、令和10年度で1億3000万円、令和5年度でぐっと下がって5000万円となります。これでいったら令和11年度は1億2000万円ですが、令和12年度からは9000万円で、いわゆる事業を始めた年度で来ていますけれども、その償還が終わっていくというタイミングが年間の推移になっております。

これを基に健全経営の考え方をシミュレーションし、水道でも審議をしたように、今後の二つの収支を見越し、どういった料金体系でいったらいいのかとなります。一般会計からの補助金で賄うというのは変わらないと思うのですが、その繰入れ自体を減少させていかなければ浜中町の財政にも影響してきますし、本来、公営企業というのは独立採算でやっていくべきだと思っておりますので、なるべく収支がプラマイゼロといいます

か、赤字にならないようにという考え方で持って下水道事業会計の運営に努めていきたいと考えております。

審議をする時期はいずれかにあると思います。予想として見えてはいますけれども、まずは5年度の決算を迎え、その決算の数字でもって検討し、下水道使用料の審議が必要かどうかを考えていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 9番落合俊雄議員。

○9番（落合俊雄君） 今の課長の答弁では、減価償却費と企業債の償還がということで、これから少しずつ減っていくということでした。そこだけを見ますと単純に収支が表面上は一定程度改善したとなるのかもしれませんが、減価償却費、いわゆる企業債は、再投資をした場合、また新たなものが発生するわけですね。

これまでに投資したものはこういうふうには処理できますけれども、再投資をした分がそれに乗ってくるわけですから減少ばかりが続くわけではない、そうではなくてプラスにも働くということが当然あるわけです。それを踏まえ、一定の収支改善、安定的な収支を考えていくときには、やはり、使用料なりをいつかの時点で検討すべきだと思うのです。

水道は次年度からこう変わります、場合によっては5年ごとの見直しもという話がありますけれども、下水に関してはこれまでそういうことをやってこなかったわけです。そこで、今後、水道をしっかりと見た上で下水でも取り組んでいくという姿勢が必要だと思いますが、最後に考え方をもう一回確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 議員がおっしゃいますように、今回も計上させていただいていますけれども、計画もございます。特環であったり、漁集であったり、農集であったりは、水道と同じで、耐震も含め、更新事業を進めていくこととなります。そうなればせっかく減ってきた償還金がまた上乗せされて増えていく、もしくは、一定化することも予想されます。

当初の下水道使用料の算定の方式で、経常経費のみで考えていますが、決してそうではなく、資本に充てる費用を上乗せした料金体系も含め、算定をしていく必要があると思っております。ただ、それは、先ほど言いましたけれども、決算を見越して、企業会計での運営に慣れてきた段階で考えていきたいと思っております。

また、水道では令和6年度を目標に料金改定を今後進めていくのですがけれども、下水でも早々に上げますということであれば、町民の負担というのが二重、三重となってくると思いますので、上げる時期は考えていかなければならないなと思っております。ただし、あまり先延ばしにはできないと思っておりますので、いろいろな情勢を見据えながら検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第3号 一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第9、報告第3号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第3号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について、提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について議会に報告することになっておりますので、解散事業年度令和4年7月1日から令和4年9月1日及び清算事業年度令和4年9月2日から令和4年12月12日の決算状況について、ここに提出した次第であります。

解散事業年度の事業内容につきましては、令和4年7月1日に風力発電事業に関する権利義務等をクリーンエネルギーファクトリー株式会社へ事業譲渡し、8月31日をもって解散となりました。

清算事業年度の事業内容につきましては、解散後の精算事務を行い、残余財産107万9453円が確定したことから、12月12日をもって事業を終了いたしました。

なお、詳細につきましては住民環境課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 住民環境課長。

○住民環境課長(山平歳樹君) それでは、報告第3号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について補足説明いたします。

お配りしております解散事業年度及び清算事業年度決算状況報告1ページから説明いたします。

1ページをお開きください。

(1) 事業の経過及び決了については、浜中町大津屋沢に1500キロワットアワー基

1 基、定格出力1370キロワットアワーの風力発電所を保有し、発電事業を行っております。

先ほどの提案理由と一部重複しますが、解散事業年度は、当年度開始日の7月1日に風力発電事業に関する権利義務等についてCEF株式会社へ事業譲渡を行いました。これに伴い、風力発電事業は終了となり、以降は解散事務を行い、8月31日をもって解散となりました。

清算事業年度は、解散後の清算事務を行い、残余財産が確定しました令和4年12月12日をもって本法人の事業は終了いたしました。また、残余財産の107万9453円につきましては、令和5年1月30日にCEF株式会社に分配を行い、翌日の1月31日に社員総会の決議の下、清算を完了しました。

詳細は、貸借対照表、損益計算書にてご説明いたします。

(2) 設備の投資の状況については、事業譲渡に伴い、有形固定資産はありません。

(3) 資産調達状況については、解散事務に伴い、借入金はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移は、次の表のとおりとなっております。

詳細については、貸借対照表、損益計算書にてご説明いたします。

2ページをお開きください。

解散事業年度の貸借対照表についてご説明いたします。

借方の部、流動資産は現金及び預金、未収法人税等で1334万489円、固定資産は金融機関への出資金5000円となり、借方合計は1334万5489円となります。

次に、貸方の部、流動負債は未払金1049万7403円、未払法人税等1万3300円、未払消費税156万4700円、預かり金9291円で1208万4694円、資本金は300万円、剰余金は繰越利益として173万9205円のマイナスとなり、貸方合計は1334万5489円となります。

3ページをお開きください。

最初に、収益の部について、売電事業を終了したことから、売上高の計上はありません。また、受け取り利息42円及び雑収入462万9891円を足した営業外収益は462万9933円となります。また、特別利益としてCEF株式会社への債務の免除を受けたことによる債務免除益8786万円を計上し、収益の部は計9248万9933円となります。

次に、費用の部、営業費用は、売上原価155万1338円、一般管理費として通信費、支払手数料、支払報酬、租税公課、長期前払費用償却、雑費を合わせて38万9917円となります。

営業外費用は、支払利息45万5628円、法人税等は1万3300円、当期純利益は9007万9750円となっており、費用の部の合計は9248万9933円となります。

4ページをお開きください。

清算事業年度の清算貸借対照表についてご説明いたします。

借方の部、流動資産は、現金及び預金 5 5 5 万 4 8 9 円、固定資産は金融機関への出資金 5 0 0 0 円となり、借方合計は 5 5 5 万 5 4 8 9 円となります。

次に、借方の部、流動負債は、未払金 4 4 5 万 6 0 3 6 円、未払法人税等 2 万円で 4 4 7 万 6 0 3 6 円、資本金は 3 0 0 万円、剰余金は繰越利益として 1 9 2 万 5 4 7 円のマイナスとなり、借方合計は 5 5 5 万 5 4 8 9 円となります。

5 ページをお開きください。

清算事業年度の損益計算書についてご説明いたします。

費用の部、一般管理費として、通信費支払手数料、支払報酬、租税公課を合わせて 1 6 万 1 3 4 2 円となります。法人税等は 2 万円となり、費用の部の合計は 1 8 万 1 3 4 2 円となっております。

収益の部は、当期純損失 1 8 万 1 3 4 2 円を計上しております。

以上、報告第 3 号の補足説明とさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 1 0 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 0、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和5年第1回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 4時00分）